

令和2年7月宮崎県臨時県議会
商工建設常任委員会会議録
令和2年7月20日～21日

場 所 第5委員会室

署 名

商工建設常任委員会委員長 武 田 浩 一

令和2年7月20日(月曜日)

午前10時37分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正
予算(第6号)

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・新型コロナウイルスの影響に伴う県営国民宿舎の休業等について
- ・二級水系におけるダムの事前放流について

出席委員(8人)

委員 長	武田 浩一
副委員 長	坂本 康郎
委員	外山 衛
委員	山下 博三
委員	西村 賢
委員	日高 利夫
委員	田口 雄二
委員	前屋敷 恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	松浦 直康
商工観光労働部次長	岩本 真一
企業立地推進局長	中嶋 亮
観光経済交流局長	丸山 裕太郎
商工政策課長	山下 弘
経営金融支援室長	長倉 佐知子
企業振興課長	申間 俊也

食品・メディカル産業推進室長	日高 一興
雇用労働政策課長	兒玉 洋一
企業立地課長	大衛 正直
観光推進課長	高橋 智彦
スポーツランド推進室長	飯塚 実
オールみやざき営業課長	平山 文春
工業技術センター所長	藤山 雅彦
食品開発センター所長	山田 和史
県立産業技術専門校長	矢野 雅博

県土整備部

県土整備部長	明利 浩久
県土整備部次長(総括)	吉村 達也
県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)	西田 員敏
県土整備部次長(都市計画・建築担当)	石井 剛
高速道対策局長	廣松 新
部参事兼管理課長	斎藤 孝二
用地対策課長	伊豆 雅広
技術企画課長	境 光郎
工事検査課長	杉本 一隆
道路建設課長	国府 紀夫
道路保全課長	有馬 誠
河川課長	小倉 弘康
ダム対策監	平島 充治
砂防課長	小牧 利一
港湾課長	平部 隆典
空港・ポートセールス対策監	大浦 浩一郎
都市計画課長	横山 義仁
美しい宮崎づくり推進室長	梅下 利幸

建築住宅課長 金子倫和
営繕課長 巢山昌博
設備室長 日高誠
高速道対策局次長 多田昌志

事務局職員出席者

議事課主査 井尻隆太
議事課主査 増本雄一

○武田委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 異議がないようですので、そのように決定いたします。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松浦商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

お手元にお配りしております商工建設常任委員会資料の目次を御覧ください。

本日は、大きく2つございまして、1つ目がありますけれども、議案といたしまして「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」、それから2つ目ではありますが、その他報告事項といたしまして、新型コロナウイルスの影響に伴

う県営国民宿舎の休業等について御説明、御報告をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○武田委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案についての説明を求めます。

○松浦商工観光労働部長 委員会資料の1ページをお開きください。

議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」でございます。商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、表にありますとおり、補正前の額が539億4,550万2,000円、今回お願いしております補正額が23億4,355万円であり、補正後の額が562億8,905万2,000円となります。

(2)に、今回の補正についての基本的な考え方を記載しております。

これまで、本年度3回にわたりまして、合計で約137億円のコロナ対策補正をお願いしてきました。最初の段階では、特に影響の大きかった事業者の事業継続のところを先行させて事業化を行ってまいりました。

その後、国の緊急事態宣言の解除等を踏まえまして、段階的に経済を再始動、活性化させる取組事業に徐々にシフトさせてきたところでございます。今回の補正予算案につきましては、国の第2次補正予算案の成立を受けまして、ウィズコロナの考え方の下、感染症対策とのバランスを図りつつ、経済を回復基調に乗せる後押しとなる事業、あるいは今後の影響が懸念されま

す新規学卒者の採用・就職活動を下支えするような事業などを計上させていただいたところでございます。

2ページを御覧ください。

今回の補正に係る各課の状況でございますの

で、後ほど御確認をいただければと思います。

4ページ以降に、それぞれの事業についての資料を掲載しておりますが、個々の事業につきましては担当課長からそれぞれ御説明させます。

私からは以上であります。どうぞよろしく御願いたします。

○串間企業振興課長 企業振興課でございます。議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」につきまして、御説明させていただきます。

企業振興課の補正予算につきましては、お手元の冊子の令和2年度7月補正歳出予算説明資料の企業振興課の青いインデックスのところの93ページをお願いします。

今回の補正額は、左から2列目の補正額の欄にあります5億8,380万9,000円の増額をお願いしております。補正後の額は、右から3列目にありますけれども、23億2,052万円となります。

95ページをお願いいたします。

表の一番下の(事項)地域企業再起支援事業費の説明欄にあります新規事業、ものづくり企業経済活動再開支援事業をはじめ、3事業につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の5ページをお願いいたします。

まず最初に、ものづくり企業経済活動再開支援事業でございます。

1の事業目的・背景でありますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大で深刻な打撃を受けている自動車産業をはじめとした県内のものづくり企業が、感染防止対策を行いながら経済活動を再開する上で必要な取組を支援するものでございます。

2の事業の概要でございます。予算額は4

億9,200万円をお願いしております。

(5)の事業内容でありますけれども、県内の製造業者が実施する①の感染防止ガイドラインに対応した工場環境整備や既存施設の移動等に要する経費、②の既存設備の生産性維持・向上のための改良や補修などに要する経費について補助するものでございます。

3の事業効果でございますけれども、県内のものづくり企業が感染防止対策を行いながら、経済活動を再開させていくための生産体制を構築することによりまして、本県経済の早期回復を図るものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

新規事業、中小企業ICT技術導入促進事業でございます。

1の事業目的・背景でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響下におきまして、県内中小企業が継続して経済活動を実施する体制を構築するためのICT技術導入の取組を支援するものでございます。

2の事業の概要であります。予算額は5,000万円をお願いしております。

(5)の事業内容でありますけれども、①のとおり、県内中小企業が実施する労働環境の改善や業務効率化等に必要なICT技術の導入に要する経費を補助するものでございます。また、②にありますようにICT技術の導入手法や効果を取りまとめた事例集を作成しまして、県内企業に広く周知したいと考えているところでございます。

3の事業効果でございます。県内企業の新型コロナウイルス感染症対策に資するICT技術導入を促進することによりまして、本県経済の持続的な循環を図るものでございます。

7ページをお開きください。

感染症対策等医療関連機器開発支援事業でございます。

1の事業目的・背景でありますけれども、東九州メディカルバレー構想に基づき、医療関連機器産業の一層の集積を目指している中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染症対策のための医療機器のニーズが高まっているなど、県内企業の新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした医療関連機器の開発などの取組を支援するものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は4,180万9,000円をお願いしております。

(5)の事業内容でありますけれども、宮崎県医療機器産業研究会会員をはじめとする県内企業が、研究機関など外部機関と共同で実施しております医療関連機器の開発、それから実用化に向けた取組に要する経費を補助するものでございます。

3の事業の効果でございますが、本県の医療関連機器分野の企業活動を活性化することによりまして、医療関連機器の開発及び実用化が促進され、新たな機器の開発や新規企業の参入など、東九州メディカルバレー構想の一層の推進が図られるものと考えております。

企業振興課の説明は以上でございます。

○兒玉雇用労働政策課長 雇用労働政策課でございます。当課の補正予算について、御説明いたします。

お手元の令和2年度7月補正歳出予算説明資料の、雇用労働政策課のインデックスのところ、97ページをお開きください。

今回の補正では、3億8,343万5,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は右から3番目の欄にありますように、17億4,298万2,000円となります。

99ページをお開きください。

(事項)若年者就労促進費の説明欄1のところ、新規事業、新卒採用企業応援事業、3億8,343万5,000円ですが、別冊の常任委員会資料で御説明をいたします。

常任委員会資料の8ページをお開きください。

まず1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、経済情勢の先行きが見えないことなどから、求人を見合わせる企業もあり、近年売手市場で推移してきた若者の採用動向にも大きな影響が出ることが懸念されております。

このため、来年3月卒業予定の高校生や大学生等に対する県内企業の早期採用内定を後押しするとともに、新型コロナウイルス感染症の影響化における企業の情報発信力の強化や多様な採用手法の導入に向けた取組を支援するものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は3億8,343万5,000円で、財源は一般財源、事業期間は令和2年度であります。

(5)の事業の内容についてであります。大きく3つの事業を行うこととしておりまして、まず①の新卒採用応援事業は、高校や大学等の新規卒業者に採用内定を出した県内企業に対して、採用内定者1人につき10万円の支援金を支給するものであります。

②の多様な採用手法導入等支援事業は、仕事と生活の両立応援宣言に取り組む企業や、県の「ひなたの極」認証を受けた企業など、働きやすい職場づくりに取り組んでいる県内企業を対象として、自社ホームページ等による情報発信の強化、ウェブ面接等、多様な採用手法の導入に要する経費の一部を助成するものでありまして、補助率は4分の3、補助上限は1社当たり100

万円であります。

③の企業PR動画作成事業は、県内企業の魅力を伝えるPR動画を作成し、県が管理するホームページ等で広く配信するとともに、録画したDVDを県内全ての高等学校に配布いたします。また、企業向けに情報発信に関するセミナーを開催するほか、アドバイザーによる個別支援を実施することとしております。

3の事業効果といたしましては、企業の採用意欲を後押しするとともに、ウェブ面接をはじめとする多様な採用手法の導入等を支援することにより、高校生や大学生等、若者の県内就職定着の促進につながるものと考えております。

当課からの説明は以上でございます。

○高橋観光推進課長 観光推進課でございます。観光推進課の補正予算について御説明いたします。

令和2年度7月補正歳出予算説明資料の101ページをお開きください。

一般会計で13億767万8,000円の補正をお願いしています。

この結果、補正後の一般会計予算額につきましては、右から3列目のとおり30億2,386万1,000円となります。

それでは、主な事業について御説明させていただきます。

103ページをお開きください。

補正の内容でございますけれども、一番上の(事項)観光交流基盤整備費の説明欄のところ、新規事業、観光みやざき再生加速化事業、11億3,230万円、続いて(事項)屋内観光宣伝事業費の説明欄のところ、新規事業、みやざき学び旅促進事業、7,500万円につきましては、後ほど別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)スポーツランドみや

ざき推進事業費の国庫支出金の欄のところを御覧いただきますと、3,700万円の減額となっております。これにつきましては、6月補正予算で御承認いただきましたスポーツランドみやざき県内消費促進事業につきまして、国庫補助事業といたしまして、経済産業省と国庫補助の事前協議を行っていたものの不採択となりました。しかしながら、事業としての必要性、緊急性が高いものと認めていただいた事業であることから、一般財源への振替を行っております。

次に、その下の説明欄のところ、新規事業、スポーツランドみやざきプロスポーツ等対策事業、1億37万8,000円につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明いただきます。

資料が変わりまして、常任委員会資料の9ページをお開きいただけますでしょうか。

新規事業、観光みやざき再生加速化事業でございます。

まず事業の目的・背景でございますが、国の観光需要喚起策の開始等によりまして、県境をまたぐ観光がより活発になる一方で、新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波の流行拡大等が想定されることから、新しい生活様式に的確に対応しつつ、宿泊施設・観光施設等における感染予防対策のさらなる充実や、集客力のある観光イベント等の開催を支援するとともに、ウィズコロナ時代における本県の強みを県内外に戦略的かつ強力に発信することで、本県観光の再生加速化を図っていくものでございます。

事業の概要ですが、予算額は11億3,230万円、事業主体は、県と県観光協会、市町村等でございます。本事業の詳細な説明に入る前に、全体の考え方について御説明させていただきますと、国内の感染状況は、都市部を中心に感染が拡大しておりまして、県内でも人の往来が活発化す

ることにより、県外からウイルスが持ち込まれるのではないかという不安の声が聞こえているような状況でございます。

よくSDGsと言われておりますけれども、今後持続可能な観光を実現する観点から、旅行者だけではなく、県内の観光地ですとか、そこに住む住民が安心感を感じていただくことが非常に重要になってまいります。これを県としてしっかりと支援、後押ししていくことが本事業全体に通底する考え方でございます。

これを前提といたしまして、本事業の詳細な内容について御説明いたします。

(5)の事業内容、①のレベルの高い安心・安全な受入環境整備支援は、宿泊施設や観光施設等における、よりレベルの高い感染予防対策につきまして支援するものでございます。イメージで申しますと、例えばサーモグラフィー検温システムですとか、また、よく人が接触するところにメディカルナノコートという抗菌剤を塗布することによって、人に感染しないようにするといったレベルの高い感染予防対策を、この事業の中で支援するものでございます。

補助率ですが、公的施設につきましては2分の1以内で、上限40万円、民間施設につきましてはちょっと手厚くいたしまして4分の3以内で、上限60万円を支援するという形でございます。

次に、②の観光イベント等開催支援事業でございます。これにつきましては、感染予防対策等の新しい生活様式を踏まえた集客イベント等を開催する市町村ですとか、市町村観光協会、商工団体等を支援するものでございます。

開催者から協賛金が不足することで、なかなか開催できないという声や、新しい生活様式を実践するための追加的な費用がかかると聞いて

います。これをしっかりと支援することによって、各自治体におけるイベントの開催を支援するものでございます。

コロナ前につきましては、国内客は、特に休日を中心にして観光する一方で、インバウンドにつきましては、平日休日問わず旅行していたわけなんですけれども、コロナの時代ではなかなかインバウンドが来られないため、需要の平準化が難しい状況です。

このイベントを使うことにより、例えば平日に新しいイベントを創設することによって、できる限り観光地を分散化していく、そういったような効果もこの事業の中ではできるのではないかと考えてございます。支援の内容は、補助率2分の1以内で、上限1,000万円としてございます。

最後に、③の安心・安全な宮崎のPRと県内外からの誘客推進事業でございます。これにつきましては、新型コロナウイルスの感染予防に配慮しつつ、県内外を対象とした観光誘客を推進するものでございます。

アの部分でございますけれども、まず本県の安心・安全な取組——先ほど申しましたレベルの高い安心・安全の受入環境整備を含めた形でしっかりと情報発信していく。それだけではなくて、観光地は特に新しい旅エチケットというものを新しく作っておりますが、実際に県外から県内にいらっしゃる旅行者にそういったものを実践していただく等々の協力要請を、あらゆるメディアを使ってしっかりと情報発信しているものが、アの部分でございます。

イの部分は、旅行会社や交通機関等と連携した旅行商品の造成・プロモーションを行う事業でございます。まずは県民による県内宿泊旅行の促進からスタートしまして、徐々に感染状

況を見極めながら、他県からの誘客について範囲を広げていくことを考えております。

割引のイメージとしては、最大で50%の割引としており、この事業によって10万人泊以上を創出していくことを目指します。

最後に、3の事業効果でございますが、宿泊施設や観光施設等における安心・安全な受入環境の整備の促進と、新しい生活様式に対応した集客イベント等の開催を支援することで、安心・安全な宮崎としての魅力向上や、イメージの醸成にしっかりとつなげていくだけではなく、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、まずは県内から本県の強みをフル活用した戦略的な誘客対策を実施することで、国の観光需要喚起策との相乗効果を発揮しながら、効果的な誘客を図っていくこととしております。

次に、11ページでございます。

新規事業、みやざき学び旅促進事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、観光関連産業は深刻な打撃を受けています。このような状況におきまして、県内における教育旅行の実施に係る貸切りバス費用等を支援することにより、本県での教育旅行を促進し、ひいては地域経済の活性化を図るのが、この事業の目的・背景でございます。

次に、2の事業の概要でございますが、予算額は7,500万円、事業主体は公益財団法人宮崎県観光協会でございます。同協会への補助事業として実施いたします。

(5)の事業内容のうち、まず①の貸切りバス借上げ費用の助成でございます。これにつきましては、県内外の小中学校等が本県で教育旅行を実施する際に、貸切りバス借上げ費用の一

部を助成するもので、1台当たり、1日5万円を補助することを想定しています。

次に、②の教育旅行商品企画開発費の助成でございます。これは、旅行会社が本県での教育旅行を受注、催行する際に、商品企画開発費を助成するもので、県内に宿泊していただいた場合は、1人泊当たり2,000円を補助することを想定しています。

3の事業効果でございますが、本県での教育旅行を促進することによりまして、児童・生徒が本県の魅力を知る機会の創出や、旅行会社の新たな教育旅行商品についてのノウハウの蓄積、さらには応援消費等による地域経済の回復等につなげてまいりたいと考えております。

特に、他県での感染リスクの高まり等を受けまして、県内の修学旅行につきましては、教育委員会の調査ですけれども、小学校の8割と中学校の4割が県内の修学旅行に関心を持っている状況でございますので、本事業によりしっかりと教育委員会と連携しながら、小中学校側のこうした動きを一層後押ししてまいりたいと考えてございます。

次に、12ページをお開きください。

新規事業、「スポーツランドみやざき」プロスポーツ等対策事業でございます。

まず、1の事業目的・背景でございますが、春季を中心に大きな経済効果やPR効果をもたらすプロキャンプ等の継続・安定を維持し、スポーツランドみやざきの巻き返しを図る施策を展開するとともに、観客の感染症対策を徹底することによりまして、安心・安全なキャンプ地宮崎の取組を推進するものでございます。

事業の概要でございますが、予算額は1億37万8,000円、事業主体は公益財団法人宮崎県観光協会、市町村、プロ野球受入協力会等ござい

まして、同主体への補助事業として実施いたします。

(5)の事業内容のうち、①の地域スポーツコミッション活動再開支援は、今後地域スポーツコミッションで受入れを行うスポーツイベントの開催経費や、それに伴い必要となる感染症防止のための消耗品や、備品等の購入経費の支援を行うものでございます。

②のプロスポーツキャンプ等支援につきましては、アからウに分けて御説明させていただきますと、アのプロキャンプ等支援は、今年度本県でキャンプを行うプロ野球、Jリーグ、日本代表チームに対しまして、地元市町村や受入協力会等が支援金を支出する場合に、その経費の2分の1を補助するものでございます。

次に、イの大規模スポーツイベント感染症防止対策支援は、多くの観客が集まるプロ野球1軍キャンプ、大規模スポーツイベントを受入れる地元市町村や受入協力会等が、観客対策として感染症予防対策を行う場合に、その経費の2分の1を補助するものでございます。

次に、ウのプロ野球ゲームでの宮崎PRは、本県でキャンプを行うプロ野球球団の主催試合において、オーロラビジョン等を使い、本県の観光PRを行うものでございます。

次に、③のスポーツキャンプ誘致活動支援は、ホテル、旅館が県外向けに誘致セールスを行う場合の経費の一部を支援し、また、県内外の競技団体等に人脈を有する者に誘致活動支援を依頼するものでございます。

3の事業効果でございますが、主に秋から春にかけて行われるプロスポーツキャンプや、大規模スポーツイベント感染症予防対策の支援等を行うことで、大きな経済効果、PR効果を期待しています。

観光推進課からの説明は以上でございます。

○平山オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の提出議案について御説明いたします。

まず、お手元の令和2年度7月補正歳出予算説明資料の、オールみやざき営業課のインデックスのところ、105ページをお開きください。

オールみやざき営業課は、今回の7月補正額としまして、補正額の欄にありますとおり、6,862万8,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、右側から3番目の欄になりますが、9億9,058万5,000円となります。

次に、107ページをお開きください。

(事項) 県産品販路拡大推進事業費の説明欄1のところ、新規事業、県産品販売促進強化事業、6,862万8,000円であります。別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。

1の事業目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症による物産展の中止等で、販売に影響を受けた県内事業者を支援するため、民間が主催する物産展の開催支援や新しい生活様式に対応したみやざき物産館の販売環境の整備を行うものであります。

2の事業の概要であります。1の予算額は6,862万8,000円をお願いしております。

(5)の事業の内容につきましては、まず①の民間が主催する物産展の開催支援としまして、県内において民間事業者が物産展を実施するための経費を補助するもので、1回当たりの補助上限額を100万円としまして、定額で補助することとしております。なお、下のほうに補助スキームを図にしておりますので、御参照ください。

次に、②の新しい生活様式に対応した「みやざき物産館」の販売環境整備ですが、これは、みやざき物産館におきまして、観光客等を安全

・安心に受入れるため、感染防止機能の高い冷凍庫・冷蔵庫等を整備するとともに、オンライン商談会に対応するための通信機器を整備するものであります。

最後に、3の事業の効果であります。地産地消による応援消費や観光客等の購買拡大によりまして、加工食品をはじめとする県産品の販売促進を図ることができるものと考えております。

オールみやざき営業課の説明は以上であります。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○田口委員 新卒採用企業応援事業について、お伺いします。

予算は3億8,343万5,000円ですが、事業が3つ書いてありますけど、それぞれの予算の内訳を教えてください。

○兒玉雇用労働政策課長 まず、①の新卒採用応援事業が2億9,000万円ということで考えております。②の多様な採用手法の導入等支援事業が6,000万円、そして、③の企業PR動画作成事業は3,000万円ということで考えておりまして、残りの343万5,000円は事務費として考えているところでございます。

○田口委員 ちなみに今回、卒業予定の高校生、大学生あるいは専門学校も入ると思いますが、これは令和2年度に県内にどれだけの人が新卒で入社したのか。令和元年度も分かれば教えてくださいいただきたいんですが。

○兒玉雇用労働政策課長 まず、県内の就職状況でございますけれども、大体例年、県内の高校生の県内就職者が1,700名前後いらっしゃる状況でございます。

また、県内の大学・短大の学生のうち、県内

就職者が大体1,000名ぐらいいらっしゃいます。県外の大学生や専門学校はなかなか把握が難しいところでございますけれども、就職支援協定を締結している中で、県内の就職者の割合を見てもみますと、2割を切っているような状況でございます。とおおむね1,100人から1,200人程度かなと思っております。

ただし、この中には公務員も入っております。公務員が大体900~1,000人くらいいらっしゃる。約2,900人程度と考えているところでございます。

○田口委員 2,900人程度ということですが、今度は新型コロナの影響で、都市部に行くのが怖いというようなことも出てくる可能性もあるものですから、その辺りのことも見込んでの2,900人になるんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 2,900人というのは大体その辺りの影響——県内回帰ということもおおむね見込んでおります。ただ、正直な話、ちょっと想定が難しいというところはございます。

○田口委員 2,900人となると、1社で10人とかがぐらい採用するところもあるかと思うんですが、1社で10人採用すれば10人分用意するというところでよろしいんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○田口委員 分かりました。

○山下委員 今、宮崎県の民間企業では採用意欲がないというような話も聞くのですが、その辺の状況把握はどうされていますか。

○兒玉雇用労働政策課長 これについては、正直なところ、労働局などからお伺いするほかないのですが、今7月1日に県内高校生の求人が解禁されておりますが、労働局からは昨年7月の時点と比べて、やはり3割ぐらいやはり減少

していると伺っているところでございます。

ただ、これがそのまま3割減のまま推移するのではなく、恐らくコロナの関係で様子を見ている企業もいらっしゃるのではないかと考えています。

○山下委員 今までの就職動向を見ると、例えば民間事業が割とオリンピック効果とか、いろんなことがあって上向いていましたから、売手市場だったんですが、景気が悪くなると、もう今は買手市場になってきたと思うんですよね。それで、一番かわいそうなのが高卒、大卒の人たちですよね。

どういうことかという、民間事業者が募集を削減してくると、今公務員の新卒の募集状況を見ると、かなりの倍率で安定した公務員志向が強くなってきた。自衛隊なんかも足らなかったんですが、自衛隊のほうも安定しているということで、割と募集がうまくいっているような話を聞きます。それで本県として基幹産業としての様々な食品事業から、他県から比べたらそうでもないんですが、やっぱり今の景気で地元に戻ってきてくれる産業育成ですよね。これをしっかりと方向付けていかないといけないと思うんですよ。ここは商工建設常任委員会ですから、工業関係や観光関係が中心だろうと思うんですが、そのことをしっかりと、方向性をしっかりと見ていただくとありがたい。

それと、この事業は、今ありましたように企業が10人採用すると100万ですよね。この事業は、例えば何年間勤めてくれよとか、ただもうぼんとやって、1か月、2か月で辞めても返還する必要はないんだとか、そういうような条件等は何かつけているんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 この事業は、あくまでも内定した企業に支給するというところで考え

ておりまして、例えば早期に離職するというのも当然考えられるわけですがけれども、例えば早期に離職したから返還を求めるとか、そういうことは考えていないところでございます。

○山下委員 なるほど、分かりました。

○西村委員 関連して。今の話と同様なんですけれども、企業によっては仮採用期間とかあったり、保険を掛ける掛けないというのはそれぞれの企業ごとに、ある程度一定の期間があると思うんです。いきなり入った時点で保険を掛けられるところもあるかもしれませんが、そういったのも関係なしに今、内定とおっしゃいましたが、実際に出勤日数1日とかゼロのケースも出かねないと思うんです。それを見極めるのは非常に難しいと思うんですけれども、その見極めはどうなんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 今回のスキームとしては、1月の中旬ぐらいまでに内定していただいた企業に、支援金という形で支給することを考えておりまして、実際の申請は2月1日以降にさせていただこうと考えております。

これは、一応、そのころになるともう内定自体が落ち着いてきて、動きがほとんどない状況になりますので、そのような形でさせていただくところでございます。今の離職についての問題というのは当然あるわけですがけれども、本県の場合、委員御承知のとおり、離職率が全国に比べて高いということもあります。そういったところについては企業側、従業員側、いずれにもデメリットがあると考えておりますので、極力避けられるような仕組みを構築していく必要があると思っております。

そのために、学生・生徒が企業の業務内容をしっかりと理解して、ミスマッチが極力防止されるようインターンシップなどによる体験や、企

業と学生等々のしっかりとした話し合いも大事かなと。さらに、企業側には休暇制度とか、福利厚生、研修の充実など、働きやすい職場環境の提供。学生・生徒側には組織で働いていく、給料をもらっていくということでございますので、最低限のルールや自覚を促していく必要もあるかなと、思っているところでございます。

○西村委員 すごく性善説にのっかっておられるので、これを悪意を持って利用しようとするれば、採用する側からしたら、内定だけ取りあえず出してと、ブラック的なことも考えられるとか、いろいろ思うんですが、そういった企業への罰則とかは。それに、受付も2月以降と言われていましたけれども、県内企業から一斉に申し込みがあったときに、たった1、2か月で対応するのは県も相当大変だと思うんです。ただでさえ2月以降はいろんなことで大変な状況の中、本当に性善説だけでやっていっていいのかなと思うんですけれども、そこはもう信じるしかないということですかね。

○兒玉雇用労働政策課長 まず、企業側の内定取消でございますけれども、これについては国からも慎重な対応を図るように、企業側に求めているところでございまして、例えば企業側の事情による内定取消しが2年連続続くような場合、あるいは同一年度に10名以上の内定取消しがある場合などは企業名の公表であるとか、管轄区域内にある学校に公表された旨の情報を提供するというペナルティーも課せられます。

県としても、仮に受給後に企業側の都合による内定取消しが判明した場合には、県が開催する就職説明会への参加を当面認めないなどといったペナルティーを考えていきたいと思いません。

○西村委員 今回この新規卒業者に限る中で、

長期の離職者の人たちにとってはさらに不利な条件になる、不利な競争になるのではないかと、思うんですが、これはこの事業とはちょっと関連しないんですけれども、いわゆる中高年ひきこもりの問題において、あの人たちをどうにかするという話が、このコロナ禍の前まではすごく議論されていたんですけれども、今回こうなってみるとあまりそういった話も急に出てこなくなっていると思うんですが、その辺りは同時に何か支援策というのはないんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 景気動向も低下しておりまして、その中で失業率も5月は2.9%まで上がってきている状況でございます。現時点では、何とか企業にも踏みとどまって雇用の維持を図っていただいているところでございますけれども、情勢は予断を許さない状況でございますので、県として今後どのような対策が出来るかを検討してまいりたいと考えております。

○西村委員 分かりました。

○外山委員 5ページの、ものづくり企業経済活動再開支援事業ですけれども、これは公益財団法人産業振興機構が認定するんですか。

○串間企業振興課長 おっしゃるとおりでございます。県から、産業振興機構にこの4億9,200万円を補助しまして、事務費が1,200万円程度あるんですけれども、4億8,000万円は企業が5ページの資料の中ほどにあります①と②の事業を行う場合に、最大3分の2を機構が企業に補助する仕組みになっております。

○外山委員 分かりますが、内容は、3番目に簡単に2点ほど例がありますけれども、どこまでの範囲を認めるかというのは、企業等と相談して、産業機構のほうで判断するということですかね。対象が何でもかんでもいいわけじゃないですね。

○串間企業振興課長 5ページの下のほうに、事例も載っていますけれども、経団連がガイドラインを作成しております、その中では、例えば2メートルを目安に一定の距離を保てるように作業空間を見直すとか、窓を開ける換気が難しいときは、機械換気を設置してくださいとか、あと工程ごとにゾーニングして、工程にいる人と違う工程にいる人が交錯せずになるべく接しないように、レイアウトを変更したりとかというのがあります。

そういったところに資する取組について、企業が機構に補助金の交付申請を行って、それについて妥当性を判断して交付決定を行うという流れになります。

2番目の改修、補修・メンテナンスといった保守関係につきましては、同じように企業はコロナ禍で非常に厳しい状況にある中、機械を止めたり動かしたりする。それを本格的に再稼働すると、1回追加で点検等が必要になるとか、固定費のかなりの負担になっている部分を何とか補助しようということで、それも同様に企業から補助金交付申請をいただいた後、それを確認しまして、機構のほうで交付決定を行う流れになります。

○外山委員 分かりました。この①の新型コロナウイルス感染防止ガイドラインというのがあるんですね。見逃していた。

○串間企業振興課長 ガイドラインも県のホームページから見ることができますので、これに載っているガイドラインに沿った取組になるかと思えます。

それに加えて、企業が独自に資する取組がある場合は、また個別に協議させていただきたいと思っております。

○日高委員 まず先に確認させてください。こ

の県内のものづくり企業の規定は何かありますか。例えば従業員数とか、そういう規定が何かあるのか。

○串間企業振興課長 産業分類でいうところの製造業として指定されている企業が対象ということで、従業員数については特段今のところ取決めておりません。

○日高委員 ということは、一人でも対象になる可能性はあるわけですね。

○串間企業振興課長 従業員が一人だと、コロナ感染症の従業員の対策になるというのはほぼ考えられないので、①はちょっと難しいかもしれませんが、②の生産の保守点検といったところは、企業の活動によっては対象になることも考えられると思います。

○日高委員 そうですね。一人だと相手はいないから必要ないかなと思ったので、人数制限がもしかしてあるのかなということをお伺いしました。

それから、補助上限が最大800万円で、事業費が約5億円ということですが、対象戸数はどれくらいを考えておられて、具体的にいつごろから受付を始められるのか、その2点をまず。

○串間企業振興課長 産業振興機構に取引振興のための企業名簿というのがございまして、それでいくと、このものづくり企業の名簿に載っているのは大体400社あります。対象となりそうな企業がです。こういった中で、売上げ等である程度経済的にコロナの影響を受けたということも加味して、大体200~300社が対象になると思っております。

○武田委員長 いつからという点は。

○串間企業振興課長 スケジュールにつきましては、まず議会で議決いただいた後、速やかに募集要項なり補助金の交付要綱なりを作成して、

9月頭辺りをめどに速やかに準備を進めていきたいと思っております。

○日高委員 対象400社のうち、200～300社ということで、これは安心しました。小規模事業者事業継続給付金についても3回ぐらい予算を補正されて、最終的には対象者が7,000～8,000者という数字になってきましたので、400社のうち300社ぐらいを見られているなら賄いきれるのかなとは思いますが。

ただ、最大が800万円ということですから、大きなところがぽんと申請してしまうと、なかなか小さいところに回ってこないということもあろうかと思えます。そういうことを考えると、小規模事業者事業継続給付金のときに何度も予算を組んでいただきましたけれども、これも大きな企業がとったら、小さいところでも後に残るように、申請が増えれば2回目、3回目ということもぜひ頭に入れておいていただきたいと思うんです。

それと、今から企業は見積もりを取って、それから申請するというようなことになると思いますが、9月からですので、年度内となると非常に難しいところも出てくるかなと思えます。できるだけ申請の簡素化、そしてスピード感を持って、3月までにこれは終わらせる事業になると思えますので、その辺のところをぜひよろしくをお願いします。

○山下委員 今のものづくり企業への支援の件なんですけど、都城には職人がいっぱいいるんですけど、ものづくり関係では都城はどういうところがありますか。ちょっと想像ができないので何うけれども、挙げてみて。都城はどういうところが対象企業ですかね。

○串間企業振興課長 今ちょっと思い出した例ということで、製造業で、例えば、大和工機、

サニーシーリング、システム技研、そういった企業が都城の製造業ではないかと思えます。

○山下委員 大体分かりました。頭に浮かんだのはダンロップ、住友グループ、この辺です。

事細かにこれだけコロナ関係で対策を打っていくのは、それだけ新たな設備の必要性が訴えられて、あなた方がこの新規事業をつくったのか、その経緯をちょっと教えてくれるとありがたいんですが。

○串間企業振興課長 まず、企業に対しては県や産業振興機構のアドバイザーなりコーディネーターの方がいろんなお話を聞いたり、アドバイザーの方も企業訪問をしながら企業のコロナの感染症に関する影響なり、そういった悩みなりをお聞きしながら、どういった支援ができるかを探りながらやってきたところでございます。

また、他県でもいろんな支援策がございまして、その中には②に掲げているような保守点検を支援する事業とかもあるような状況でございます。こういった企業の声なり、他県の支援の状況などを踏まえて、何か企業の助けになるような事業がないかということ、これまで検討して今回提案させていただいたという状況でございます。

○山下委員 今日は工業技術センター長もお見えですが、ちょっと教えてほしいんですけど、このコロナ関係は長期化するだろうと思うんですが、工業技術センターでコロナに対する新たな取組とか、皆さんに協議して、何かアイデアとして出さないとかんよねとか、何かそういう協議をしたことがありますか。目標を持っているかということ。

○藤山工業技術センター所長 今お話がございましたけれども、サプライチェーンの問題とかがありまして、県外、国外で造っていた部品が、

なかなか国外で造れないので、国内で造ろうという動きが若干出てきております。それが宮崎県でもできないかなという話は幾つか来っていると聞いております。

また、県内企業が国外で造っていた部品も供給が途絶えてしまったので、それもまた国内、できたら宮崎で造る、そういう動きもございます。そのときに、部品をいかにモデルにして、デザインしていくかということがなかなか難しいので、機械を使いましてモデリングして立体の図面に落として造っていくと。それにつきましては前回の県議会で御承認いただきました機械を導入する予定でございます。

○山下委員 分かりました。

○田口委員 7ページの感染症対策等医療関連機器開発支援事業についてですが、東九州メディカルバレー構想で今医療機器をいろいろ開発していますし、国の特区にも選ばれてまして評価も非常に高いんですが、医療機器は研究開発も大変な上に安全性を高める取組で、製品化までには非常に時間がかかりますね。

特に、九保大の竹澤先生と一緒にやっていた自動たん吸引装置はかなり期待されているにもかかわらず、まだ実用化できないという状況があるんです。そんな中、宮崎県医療機器産業研究会という中に、会員が114名で、企業が96社、支援機関が18団体あるんですが、この会員数114名の中で実際に製品として物を販売している会社は何社あるんでしょうか。

○日高食品・メディカル産業推進室長 今のところ、実際に製品化された商品につきましては10社ほどございます。

○田口委員 10社ぐらいですね。その10社で売上げがどれくらい分かりますか。昨年度の売上げは。

○日高食品・メディカル産業推進室長 本県の場合、今御質問ございましたとおり、大分県と一緒に東九州メディカル構想といったことで、特区の御承認をいただき進めておりますけれども、両県で大体1,000億ほどの医療機械の生産出荷量がございます。

主に、本県のほうが部品関係を中心に製造を行っております。それを大分県のほうに持って行って組立て、製品化してそれを出荷するといった流れが、今このメディカル構想の中で出来上がっております。このうちの大体百数十億円が宮崎県、残りの八百数十億円が大分県といった形で、どうしても部品のほうが若干出荷量としては金額が小さくなるんですけども、そういった形で両県で取り組んできておるところでございます。

○田口委員 分かりました。その大きな差が出ているのは、旭化成関係が大分県で製品化しているのが、一番大きな要因だと思うんですけど、この114社の中で今回は研究開発費に、いろいろ補助するというものですが、現時点でこの114社の中で大学やいろんな研究機関と一緒に共同開発をしようとしているところは、現在どれくらいあるのでしょうか。

○日高食品・メディカル産業推進室長 今我々が把握しているところが大体10社、この10社が中心になりまして共同開発を進めていただいている状況でございます。今回御承認いただければ、こういったコロナの関係等で比較的景気に左右されにくい医療機器産業といったところが改めて見直されておりますので、こういった取組をコロナ関係の補正を含めて進めていければと考えておるところでございます。

○田口委員 補助の上限が300万円で4,180万円ほど予定されておりますので、1社が300万円使っ

ても十数社が使えるぐらいありますから、ぜひ研究開発を進めていただいて、製品化を進めていただきたいとそのように思っております。よろしく願いいたします。

○前屋敷委員 関連してお伺いします。

今回は、感染症対策のための医療機器の研究開発ということなんですけれど、今回のコロナの問題が発生してからこの研究開発に携わるものなのか、それとも、これまでもこういう部類の開発が進められていたところを、さらに促進してそういう機器を早く製品化するための補助になるんですか。

○日高食品・メディカル産業推進室長 今お尋ねがございました両面ございまして、先ほどのお話でございますとおり、この医療機械といいますのは一朝一夕には開発が難しいといった類いのものでございます。従来行ってきておりました技術等を今回のコロナ等の対策に転用して行おうといった動きも一つございまして、一方で医療機器とはちょっといいがたいところもあるんですけれども、いろんな医療関係の、例えば今回ですとフェイスシールドですとか、ああいった簡単なものもつくっていかうといったような流れもできております。

そういった意味では、今回の補正でお願いしておりますのは、大学等の研究機関または医療機関等と連携して開発いただくといった形で、比較的ハードルの高い医療機械を想定しておりますので、従来から研究開発を進めておりましたものを転用して行っていただくといったようなものを中心になってくるかと思えます。

○前屋敷委員 分かりました。では、9ページの観光みやぎき再生加速化事業の事業内容の②の観光イベント等開催支援の事業についてなんですけれども、集客イベントの開催に対する補

助ということで、上限が1,000万円ということなんですけど、どの程度のイベントの規模——集客数だとか、会場の広さによっても集客数は違うでしょうし、またイベントの内容によってもそれは変わってくると思うんです。今特に密な状況を避けるということで、これまでも徐々に解除されてきたので、集客数には一定の制限も加えられてきたんですけれど、今度のこの事業について少し詳しく教えてください。

○高橋観光推進課長 特に、今回イベントの開催につきましては、前提として、新しい生活様式を実践していただくことが非常に重要になってまいります。

現状の国の考え方には、一応7月8日付で事務連絡が出ているほか、先週木曜日に国のコロナ対策の分科会の中でも、どういったような形の実践をするのかは、一定の考えは示されているところでございます。

大きな考え方としては3つございまして、1つ目は、そもそもウイルスをイベントに持ち込ませないこと、2つ目は、ウイルスを持ち込まれてもほかの人たちにうつさないこと、3つ目は、仮に感染してもそれをほかの人たちに広がっていかないといえますか、それをしっかりと守っていくことが大変重要でございます。

まず、そもそもコロナを持ち込ませないという観点から、最初から体温をしっかりと検温するとか、こういったことをそこで働くスタッフだけではなくて、来場者側にもしっかりと求めていくことが大変重要になってまいります。

2つ目の、一旦ウイルスを持ち込まれても、ほかの人たちにうつさないことにつきましては、しっかりとマスクをするですとか、手指を消毒するですとか、それに加えて、例えばソーシャルディスタンス、2メートル以上離れるとか、

そういったことをしっかりとやることが重要になってまいります。

最後に、一旦コロナに感染しても広げないという観点から申しますと、来場者の本人確認に加えて、どういった人が来たのか、しっかりと把握するだけではなくて、例えば最近でいいますと接触感染アプリコアというのができておりますが、その導入を推奨することによってしっかりと、どんな人が来たのかを把握することが大変重要になってまいります。

また、規模感につきましては、本庁でこれから詳細を詰めていかないといけないんですけれども、現状で5,000人規模であればオーケーとか、そういった国の方針を踏まえながら慎重に考えていく必要があると考えています。

○前屋敷委員 国の基準で今5,000人までは許容範囲ではないかというようなお話だったんですけど、県内だけの集客じゃないと思うんですよ。県外からの方々も考えないと。

全て5,000人規模でやるかはまた別問題として、やっぱりこういうイベントではより多くの人を集めようとするわけですから、最大限5,000人までは許容だということであれば、それに近い数を集めるとかいう働きかけになってくるんですけど、ソーシャルディスタンスで2メートル以上離れるのであれば、イベントそのもの雰囲気だとか、そういったものにもいろいろ関係してくるので、非常に判断が難しいのではないかなという気がします。県としては、そういう規模とか、一定の条件とかは設けることなく事業を進めていくおつもりですか。

○高橋観光推進課長 規模について要件を設けるべきかどうかについては、今後しっかりと検討していきたいと思います。一方で、先ほどのウイルスを持ち込ませない、ウイルスを持ち込

まれてもほかの人にうつさない、しっかりと最後本人確認をして追えるようにする、そういったところとの兼ね合いも見ながら、そのイベントが開催対象となるかについては、県として今後しっかりと考えていきます。

○前屋敷委員 まず本当に持ち込ませないことが、要望の第一なんですけど、宮崎県は幸いにも、感染者が20名と、今は抑えられていますし、感染経路も明確になっているので、そういった点では今の段階では集団感染というのは、まず考えられないのかなと思っているんですが、G o T oキャンペーンの問題がいろいろ取り沙汰されております。やっぱり県をまたいでの往来が広がってくると、この問題は避けて通れないんじゃないかなと。

感染していないことを証明するとなると、PCR検査を受けましたという証明書を持ち歩くとか、そういうことが条件として求められるようなことにもなるんじゃないかと思うので、集客を目的としたイベントは本当に慎重に考えていく必要があると思います。その点はしっかりと検討していただきたいと思います。

○高橋観光推進課長 委員のおっしゃるとおり、そういったイベントの規模ですとか、会場のキャパシティ、イベントの性質——より広域的な人が集まってくるイベントなのか、そうじゃなくて地元の人たち、あくまで地元のお祭りなのか——そういった性質も含めていろんな状況の中で変わる可能性がございますので、本事業の要件設定につきましてはこれから慎重に考えてまいります。

○前屋敷委員 続いてですが、③のところの県内外からの誘客推進、これもやはり関連することだと思うんです。予算規模も約9億円ということで、国はG o T oトラベルキャンペーンは

予定どおりやるという方向を今示しているんですけど、やっぱりそれにのっかってこの事業も進めるのでしょうか。

○高橋観光推進課長 G o T o トラベル事業につきましては、今回全国知事会ですとか、各知事から、例えば地域限定で始めるべきといった声があったところ、赤羽国土交通大臣より、東京発着は除外する形で始めると先週発表されたところでございます。

その一方で、こちらの観光みやぎき再生加速化事業については、必ずしも国のG o T o トラベル事業との連関と申しますか、必ずしも同じ方向性でやるべきとは考えてございません。今の感染状況を見ますと、東京とか大都市圏から宮崎県に来ることになってしまいますと、地元住民の方は本当に不安感があると思いますので、それに配慮いたしまして、資料の中でも書かせていただいているんですけど、本事業につきましては、まずは県民による県内宿泊旅行の促進という点からスタートすることを考えてございます。そして、今後の感染状況を踏まえて、県内だけではなく隣県ですとかそういったところへ徐々に広げていくことを慎重に考えてございます。

県独自の施策でございますので、必ずしもG o T o トラベルと対象範囲は連関していかないかなと考えてございます。

○前屋敷委員 これは慎重にやらないと、感染が一旦起きますと、本当に経済そのものがもう元も子もなくなると思いますか、駄目になるというとても大きなリスクを背負っていると思うんですよ。ですから、ぜひそのところは十分状況も踏まえて——聞くところによるとホテルの予約ももうかなりいっぱいになっているという話です。

ですから、そういうところでキャンセルが出ることになってしまうと、そこに対する保障はしっかりやらないと、その宿泊施設そのものが成り立たなくなりますので、その辺も含めて慎重な対応を求めたいと思います。

○高橋観光推進課長 委員のおっしゃるとおり、しっかりと経済を回していくというところだけではなくて、まずは安心感といいますか、そこをしっかりと旅行者だけではなくて、実際受入れていただく観光地だけではなく、そこに住んでいる住民の方々に来ていただくこと、これは本当に大前提でございますし、それは大変重要であると考えています。

一方で、感染状況によっては、全国から呼べる状況になったものが、いろんな状況が考えられますので、今回県独自の予算を確保して、県民でございましたら当然今の状況でございます。県民が県内で宿泊する等については、地元からも当然歓迎される条件がございますので、事業を始めていく中で、しっかりと経済も回しながら感染防止との両立を図ってまいりたいと考えてございます。

○前屋敷委員 お願いします。

○坂本副委員長 11ページの「みやぎき学び旅」促進事業について質問させていただきます。

まず、①の貸切りバスの借上げ費用の助成と、②の教育旅行商品企画開発費助成ということで、7,500万円の予算の割り振りと、あとバスというと何台、何社が対象ですか。それから企画開発については1人1泊当たりの金額が出ていますけれども、何名ぐらいの生徒を対象に想定されているのか、お聞かせください。

○高橋観光推進課長 貸切りバス借上げ費用につきましては、全体でおおよそ4,800万円ほどを見込んでございまして、小学校につきましては大

体300台掛ける2日で600台分の予算を、中学校につきましては120台掛ける3日で360台分の予算をそれぞれ確保してございます。

また、商品企画開発費助成につきましては、小学校に2,484万円ほど確保してございまして、小学校は6,900人分、中学校は2,760人掛け2泊で5,520人泊分の予算を確保させていただいています。その他に県観光協会に補助する関係から、事務費については別途計上させていただいて、合計で7,500万円という形で考えております。

○坂本副委員長 ありがとうございます。あと、この②の教育旅行商品企画開発で、この企画をされる旅行会社というのは県外にある旅行会社も含まれるのでしょうか。

○高橋観光推進課長 こちらの旅行会社につきましては特段要件を設けるつもりはございませんので、特に対象外にはしてはいいないところです。基本的には、県内の旅行会社が想定されるかなとは考えているところでございます。

○坂本副委員長 これは特に②の分は、旅行会社さんにとって結構メリットが大きい事業ですよ。ですから、その辺の縛りは明確にされたほうがいいのではないかなということが一つ。あともう一つ、企画の内容の審査についてはどのように考えていらっしゃるのか、教えてください。

○高橋観光推進課長 今回②の教育旅行商品企画開発費の助成につきましては、これまで県内の旅行会社が、例えば宮崎県の小中学校の子供たちを関西に連れていくとか、隣県に連れていくとか、そういったようなことが典型的でした。

県内の小中学校の子供たちを、県内に修学旅行といいますか、そういったことはこれまでなかなかしてこなかったところがございまして、

これをしっかりと県内旅行会社の方々にインセンティブをもっていただくというか、そういったところを意としまして、こちら開発費として助成することを考えてございます。

○坂本副委員長 先週、私どもは県北視察に参りまして、県北の観光協会の方からいろんな御意見をいただいたんですけども、一般的な誘客実績がないところでも教育という視点で見たときに、バスが行ったり、見学に行ったりという形で、そういう引き込みにも有効なのかなという感じを持っているものですから、せっかく教育旅行ということで今回企画を募って、そこに対して助成するので、そこの中身についてもぜひ県からも、ある程度それぞれの地域に具体的なメリットがあるような審査基準をしっかりと設けたほうがいいのではないかなという提案でございまして。

○高橋観光推進課長 要件は今後しっかりと検討していく一方で、先ほど申しましたとおり、県内旅行会社は県民の方々、県内の修学旅行についてなかなかノウハウがないものですから、例えば県外向けに作っている旅行ガイドブックもございまして、そういったものをしっかりと県内の旅行会社さんを含めて、いろいろ回しまして周知をしながら救い上げていきたいと考えてございます。

○坂本副委員長 最後に一つ教えてください。こちらに県内外の小中高が対象ということで書いてありますけど、この内容の情報提供というか、PRのスキームというのはこの前のページの観光みやざき再生加速化事業にあるPRとリンクしていると考えていいんでしょうかね。

○高橋観光推進課長 県内の魅力につきましては教育委員会とも連携しながら、例えば先ほど申しました県外向けのガイドブックみたいなも

のをしかと周知しながら、先ほどの観光みやぎ再生加速化事業とは別の枠組みになるかもしれませんが、当初予算もいろいろございますので、そういった既存の枠組みの中で、しっかりと作り上げていく形で考えています。

○坂本副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○前屋敷委員 関連してですが、先ほどの私の質問とも関連するんですけど、今この対象が県内外の小中学校を対象にしているという点で、本当に県内のいろんな魅力ある各地を、子供さんたちに見てもらって勉強してもらうことは大変いいことですし、広げていくことは大事だと思うんですけど、今この時期、県外の方を受け入れられるのかという点では、それこそ地域の皆さんも含めて大変心配することだろうと思うんですよ。

ですから、この事業そのものを否定するわけじゃないんですけど、その中身については本当に慎重に取り組む必要があると思っていますので、収束するまでは限定して県内を回ってもらう。県内の小中学校の皆さん方には、大いにこの事業は活用していただくことはやぶさかではありませんが、県外については慎重な対応が必要だと思いますので、申し上げておきたいと思っています。

○高橋観光推進課長 一応、こちらの事業につきましては、県内外の小中学校等という形で書かせていただいているんですけども、当面は県内の小中学校をメインターゲットとして進めていきたいなど。

また、一方では県外の小中学校等についてもニーズがあることも当然想定されますので、排除しないという意味でございまして、感染状況を見ながら対応していきたいと考えてございま

す。

○田口委員 同じく学び旅の件ですが、県の観光関連団体との交流のときにいつも出てくるのが、宮崎県は隣県とかに修学旅行に行くのに、近辺からは全く来てくれないと。口蹄疫があったりとか、いろんなことがあったりもしたんですけども、その中で今どうせ来ないんだったら、県内の小中学生は県内で修学旅行をしたらいいじゃないかというような声も出たりしています。

実際に、私の延岡の東海小学校というところは、今はやっているかどうか分かりませんが、一時期はずっと県南地区に、あるいは国際大学に行って外国人の先生と交流したりとか、宮日新聞の印刷工場に行ったり、また県北にもないようなところに行ったりして、最初は親の反対もあったんですけど、非常に評判も良かったんですね。終わってみると。

そういう意味で、県外にすぐに来てくれといってもなかなか来てくれない状況だと思うんですけど、県内の小中学生の修学旅行等を増やそうという思いもあるんですか。

○高橋観光推進課長 おっしゃるとおり、特にこの事業のメインターゲットは県内の小中学校の方々に県内へ教育旅行に行ってもらおうことです。

これにつきましては一応、教育委員会を通じて県内の各小中学校に確認をしたところ、小学校で8割ぐらい、中学校で4割ぐらいが県内の修学旅行に関心を持っています。そういったニーズを、ちゃんと引き込んで県内に決めていただく、その糧としたい、そういった思いを込めておりますので、県内の小中学校による県内の教育旅行をしっかりと後押ししていきたいと考えてございます。

○田口委員 宮崎県の再発見のいいチャンスになると思うんですね。歴史や環境も含めて、そういう意味でぜひ進めていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○外山委員 この事業はもちろん、田口委員が言われたように県内の掘り起こしという側面もあるけれども、旅行会社への救済ですよ。目的の一つはね。旅行会社への救済の意味があるのか。1人当たり2,000円の補助を出すということは。

○高橋観光推進課長 旅行会社につきましては、特に②のところは関係してくるかと思うんですけれども、県内の旅行会社は、例えば宮崎県の小中学校を関西ですとか、隣県のほうに教育旅行に連れて行くノウハウがある一方で、県内の教育旅行に連れて行くノウハウがないとかそういった課題もございます。それをこの商品開発費を助成することによって、後押しをしようという面が一番強いとは考えておりますが、結果論として、県内の旅行会社にとって一種の救済に近い意味が生まれてくるのかなとは了解しております。

○外山委員 結構です。

○武田委員長 暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後0時4分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

これで午前中を終わりたいと思います。午後は1時5分から再開したいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時5分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○高橋観光推進課長 常任委員会資料の14ページをお開きください。

その他報告事項といたしまして、新型コロナウイルスの影響に伴う県営国民宿舎の休業等について御報告させていただきます。

まず、1の経緯・現状でございますけれども、県営国民宿舎の「えびの高原荘」と「高千穂荘」は、宮交ショッピングアンドレストラン株式会社が指定管理者となっております。

国民宿舎等につきましては、参考といたしまして直近3か年の国民宿舎等の収支状況についてお示ししておりますとおり、大変厳しい収支状況となっていたところでございますが、本年4月に同社から、新型コロナウイルスの影響等から経営が厳しくなっている旨の相談がございまして、また国の緊急事態宣言や感染の拡大防止等を考慮いたしまして、5月1日から休業している状況でございます。

その後、緊急事態宣言の解除など外出自粛が緩和されたため、営業の早期再開について協議を重ねてきたところでございますが、同社から、新型コロナウイルスの影響でグループ全体が厳しい経営状況の中、国民宿舎の営業再開は極めて難しい状況であること、また従業員の雇用、施設の維持管理は遵守していくが、できれば指定管理の在り方についても検討していただきたいとの申出があったところでございます。

これを踏まえまして、2の今後の対応でございますが、新型コロナウイルスの影響等もございまして、あくまで早期の営業再開は難しい状況であると考えてございます。

このため、同社からの先ほどの申出内容を踏まえながら、指定管理の在り方について同社の

経営状況を精査しながら検討し、できるだけ早く方針を決めていきたいと考えております。

観光推進課からは以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

○外山委員 大体伺っておったんですけども、確認しますが、それぞれの支出の中には県納付金は含まれていなかったんですかね。

○高橋観光推進課長 一番下の支出の中には県納付金は含まれておりません。

○外山委員 ということは、えびの高原荘を例にとれば、令和元年は約3,600万円のマイナスになるわけですね。

○高橋観光推進課長 おっしゃるとおりでございます。この収支の部分のマイナス部分と県納付金の部分を足し合わせていただくことになります。

○外山委員 5月1日から休業されていますけれども、今日に至るまでの県納付金はどういう扱いになっているのか。

○高橋観光推進課長 県の納付金は、毎月納めていただくという形ではなくて、四半期に1回納付していただくことにしております。第1四半期はまだいただいているところ、コロナの状況を踏まえながらではあるんですけども、納付いただくような形で考えているところです。

○外山委員 最後に「指定管理の在り方についても検討していただきたい」とありますが、これはどういったことを向こうは申出ているんだろうか。

○高橋観光推進課長 指定管理の在り方につきましては、早期の営業再開は難しいとおっしゃっていますので、例えば今後営業を再開する場合はいつ頃なのかとか、宿泊機能ですとか、温泉

機能、またはスケート機能、いろんな機能がございましてけれども、全ての営業を再開するのが難しいのであれば、例えば一部分だけ、温泉の営業だけできないかとか、そういったことを検討するといったような趣旨で御理解いただければと考えております。

○西村委員 この指定管理、実際やってみたら非常に厳しかったという結果が出ておるんですけども、これはとても経営が成り立たないということで、例えばもう辞めたいという場合に、違約金的なものが発生する契約を結んでいるのか。仮に、今年辞めてしまって、再入札みたいなことでほかの業者が手を挙げたいというときに、観光推進課の中でそういうスキームが決まっているのかどうか。

○高橋観光推進課長 現状、県と指定管理者であります宮交ショップアンドレストランで基本協定というものを締結させていただいております。当然、この基本協定の中には指定取消しに関する規定がございまして、例えば指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能、または著しく困難であると認められるときですとか、指定管理者によって管理業務を継続することが適当でない認められた、そういった諸事情や要件のもとで取消しできることが書かれてございますので、仮にそういった事情があれば、この要件の該当性をしっかりと検討していくという形になるかと思っております。

ただ、一方で先ほどの経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能、または困難であると認められたときというところにつきましては、一応所管のところに確認してみますと、こういった不可抗力に近いような状況でございまして、そういったところについては例えば損害賠償責任はそもそも発生しないんです

が、そこら辺の運用を含めてしっかり確認をしながら進めていく形かなと考えてございます。

○西村委員 不可抗力という部分も大いに検討しなきゃいけないと思うんですけども、この場合は宮交ショッピングアンドレストランが手を挙げたから、ほかの企業やホテル、観光業が手を引いたかもしれないので、やっぱり公正性を保つには、再入札でありますとか、そういったことをしなければいけませんし、特に平成30年は県納付金をゼロにするような支援をしています。

この支援も、当初の計画ではちゃんと毎年入ってくるものが、県としてはこの年は厳しいから受け取らないというようなことをしていきますと、そもそもの指定管理の在り方自体もどうなのかと。契約してしまえば、ごねて多少負担金下がったりすることが、この管理契約上どうなのかなというところはちょっと感じていますので、大幅に制度を変えるのであれば、再入札なり、また別の視点からいえば、えびの高原荘施設、高千穂荘の施設をなぜ県は責任を持ってやらなければならないかというところも踏まえて、この施設の存続に関しても併せて、この機会に再契約をされるのであれば、向こう数年間の計画も一緒に出したほうが公平性は保たれるのではないかなと思いますが、一応意見として申し上げます。

○高橋観光推進課長 委員のおっしゃるとおり、公募をする過程では幾つかの企業から出てきていて、最終的に宮交ショッピングアンドレストランに決まったということがございます。今後の対応方針の中でも、同社の経営状況を精査しながらと書かせていただいたのは、対外的にも本当に申出の内容が正しいのかどうか、それがちゃんと数値上に現れているのかというところを

しっかりと精査するということも含めてございます。

決算につきましては、6月に出ているわけなんですけれども、今年度に入ってからの部分も含めて、いろいろデータといいますか、それをいただきながらしっかりと精査してまいりたいと考えてございます。また、今後の話につきましても、現行では指定管理という形でやらせていただいておりますけれども、例えばいろんなほかの多様な選択肢があるだろうと。その中で、ちゃんと民間の活力を引き出せる運営方法についても、しっかりと今後検討してまいりたいと考えてございます。

○山下委員 この2つの施設に限らず、継続していくことが一番大事なことだろうと思うんですよ。だけれども、皆さん方の部署の管轄以外にも、多くの指定管理を今、行政のスリム化の中で管理していますよね。ほかの市町村でも指定管理でこういう事業をやっておられるところはたくさんあると思うんですよ。

その中で、やっぱりコロナの影響で多大な影響を受けている事業所というのは、物すごいあると思うんです。それで、例えば県がここでしっかりとモデルを作って、そのためにも皆さん方が国としっかりと協議して、いろんな対策を講じていく。そして、県下の市町村のそういう指定管理制度の中にも模範を示さないといけない。その把握をどのようにされているのか、ちょっとお聞きいたします。

○高橋観光推進課長 委員のおっしゃるとおり、しっかりと県が各市町村の模範となるような姿勢を示すということは大変重要であると考えてございます。

国民宿舎についても、先ほど申し上げましたとおり、指定管理以外にも例えばPFIとかい

ろんな方法があるかと思うんですけども、民間の活力をきちんと引き出せる方法を新しく打ち出せることができれば、当然ほかの県内市町村に対して模範となることはできると思いますので、そういった選択肢も含めて、今後しっかりと県として検討してまいりたいと考えてございます。

○山下委員 ぜひ、地域の活力を引き出す。どこまでできるのか分かりませんが、いろいろな社会福祉法人とか、いろんなところと提携して掃除をしてもらうとか、いろんなことも取り組むと思うんで、幅広い検討をしていただくとありがたいと思います。

○松浦商工観光労働部長 この国民宿舎の指定管理については、少し特殊でございまして、利用料を運営会社のほうが収入をして、そこから納付金を県に支払うという仕組みになっております。

通常の指定管理でありますと、運営のための委託料を県からやって、それで運営してもらうような形になりますので、お金の流れが逆になっております。通常の民間の施設やホテル等もあるものですから、そういったところである程度の収益が見込めるということで、ほかの指定管理施設とやり方は違っているんですけども、施設の老朽化や硫黄山、あるいは今回のコロナといったような状況の中で、しかしながら観光振興のためにはそれぞれの宿泊施設は、地域の中では重要な位置づけでありますので、これをどういう形で長続きしていけるスタイルに持っていけるのかは、我々としても非常に大きな課題であると思っております。

その道筋をしっかりと示すことで、市町村のモデルという形に持っていければと思っておりますので、そういう中で民間の力をもう少し引き

出せないかとか、そういう方法も含めて検討してまいりたいと思っております。

○山下委員 部長が答弁してくれて、皆さん方の考え方をそういうふうにとまとめていくのも大事でしょう。ただ、市町村のことも考えてください。例えば、都城も温泉宿泊施設を持っているんですが、そこも路頭に迷っているんですよ。委員長の地元の串間もそうなんです。温泉を指定管理で受けていただいたけれども、そのたびに改良しては休業しないといけない。また改良して、また休業と。もうそのことの繰り返しなんですよ。

だから、市町村でもこれはもう本当に大きな課題ですので、皆さん方も十分働きかけて、様々な現状を訴えて、国の事業なり、どういう支援ができるのか、これを廃止できないという思いで市町村も頑張っているわけですから、よろしくをお願いします。

○武田委員長 ほかにございせんか。なければ、公正性という観点ですが、今県内の宿泊業者は休業することなく一生懸命頑張っている中で、指定管理のところだけがずっと休業状態が続いているのは、民間から見た場合にどうなのかなというのの一つ。

それと、もちろん宮交グループが県内にとって確かに重要なグループであるということは十分理解した上で、公平性の観点から指定管理者が、県外の企業であったりとか、ある程度資金に余力のある県内企業であった場合に、こういう収支状況のときでも同じようなことができるのか、そういうふうには県がやるのか。しっかりとしたベースがないと、宮交だからやるとか、県内のこういう中核の企業だからやるのかとか、そこ辺があやふやだと、これから今後また指定管理を募集するにあたって、そこら辺りのしつ

かりした一貫したものがないと、やはり説明ができないと思うんですが、そこ辺りはいかがでしょうか。

○高橋観光推進課長 委員長がおっしゃるとおりでございます、対外的にもこれは不公平じゃないかといった思いを抱かせることは、県としては当然避けなくてはいけない。そこはしかるべき説明責任が必要だと考えてございます。

宮交ショッピングアンドレストランからそういう早期の営業再開は困難ですとか、そういったような申出があったんですけれども、それをしっかり県として数値データをもとにしながら、きちんと確かめていく過程、精査していく過程、これは非常に大事だと考えております。本日いただいた意見もございまして、そこはしっかり精査して、不公平がないように、かつ対外的にきちんと説明ができるよう検討してまいります。

○武田委員長 そのとおりだと思うんですね。だから、誰が指定管理、もちろん県が指定管理をお願いして、何社か来て、また来年度に向けてもいろいろ考えられるんでしょうけど、そこで誰が来ても公平であるような形を取らないと、全国各地から宮崎県はやっぱりすごいなと思われるような形をとっていただきたいと思っておりますので、そこはよろしく願いしておきます。

ほかにはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、その他で何かありましたらお願いいたします。

○西村委員 今回、観光みやぎの再生加速化事業等々あって、先ほど質疑がありましたけれども、今国のG o T oキャンペーンも国内の議論がいろいろ分かれています中で、今朝もそうですけれども、河野知事は非常にこのキャンペー

ンに期待していて、ある意味、前のめりになっているような印象を受けるんです。これは国がやることですから、商工観光労働部は直接関係ないかもしれませんが、しっかりと医療機関との連携とか、県としてどう対応していくのかが見えないと、非常に県民の中で不安があったり、場合によっては不満もあるわけなんです。県としてしっかりメッセージを発していく必要があると思いますが、これに関して知事の新聞記事とかテレビのインタビュー等々しか我々は知ることがないので、県としてはどう考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○松浦商工観光労働部長 今の御質問は非常に重要なポイントだと思っております。私も知事のテレビの中でのインタビューとか、それから新聞記事とかどういうふうなスタンスなのか少し分からない部分もあったものですから、金曜日に直接協議をいたしました。

その中で、ベースはやはり安全・安心をどう確保するのが最優先の段階だということの中で、その上でウィズコロナという考え方の中で、いろんな状況の中で柔軟な対応が必要だろうと思うけれども、今は一切経済的なものをしてはいけないという段階ではないということでございます。

ただ、やはり今回の観光について言いますと、県としてもまずは県民から、これはある程度安心感があるだろう。安全性もそれなりに確保できるだろうということがありますので、まずは県民から、そして段階を追いながら、状況を見ながら隣県に広げる。先々では、もっと全国的に広げていくというような段階を踏むべきだろうというのが基本的な考え方だと、ここは確認ができたところでございます。

そして、現段階についても、あくまで安全・

安心をどう確保するのが最優先であって、G o T oキャンペーンの決定は国のほうでされるものですから、国に対してはそういったものの確保、それから確保できたとすればそれをしっかりと情報発信してほしいという要請は我々もしております。そういったスタンスですよという中で、今県民に対しても、東京とかそういったところに対しては、感染が出ている地域だということで、行く場合には、不要であれば行かないでほしい。行く場合にはいろんな点に気をつけてほしいという要請をしております。ただ絶対に行ってはいけないとかはしていないという段階の中で、東京辺りから来ないでくださいというメッセージは今出せませんよねというスタンスであり、県としては誘客してどんどん来てくださいということでもありませんので、県の加速化事業の中でもまず県民からというふうな基本的なスタンスを持っているところでございます。

最終的には、国が決定されることでありますので、こここのところについてどう対応していくのかは、またこれからの検討かなと思っております。

○西村委員 今の説明でも少しまだ分かりかねるところがあって、この加速化事業では宿泊施設とかの環境整備支援を今からするんですよ。その整備がまだ現段階では不十分ところで、このキャンペーンが始まってしまえば、東京に限らずほかのコロナウイルスが蔓延している地域からも旅行者が来る可能性は当然ある。

その中で、県内の医療機関は非常に戦々恐々としていて、私の知り合いの医者や看護師は、いまだに県外に出張ができないとか、県外の人と交流してはならないとか、医療機関では非常に厳しい体制なのですが、その辺りとの協力体

制とか、意思の疎通がしっかりとできていないといけない。

そして、施設には先ほど言われたような環境設備——検温するだけでいいのかということもありますけれども、そういったことがまだ県民の中でも不安が払拭できる状況にないと思えますが、新聞も記者がいろんな主観を持って書きますから、知事が言った言葉そのままではないかもしれませんが、とても前のめりになっているような印象がある中で、今の部長の答弁とは多少違うのかなという気はしております。

医療機関との連携とか、医療関係者との共同認識みたいなのはどう考えているんですか。

○松浦商工観光労働部長 もちろん、しっかり対応できる医療体制がなければ、ここは進めるわけにはいかないというのは、基本だと思っております。そういう中で、県の加速化事業について、やっぱり県外からどんどん来てくださいということは、今はそういう時期じゃないという認識です。

国のG o T oキャンペーンについて、我々としても少し読めないところがありまして、この事業については、恐らくは8月の随分先のところぐらいからのスタートするのではないかといいながら、県として観光振興なりをどう図っていくのかという想定で事業を進めておったんですけれども、意外に早くG o T oキャンペーンが始まるというようなことがありまして、我々としてもそこに対してどういう注意喚起をしていくのかとか、どういう体制をとっていったらいいのかというのは、まだまだこれから詰めなきゃいけないと思っておりますので、そういう中でいろんな対策も考えてまいります。

○外山委員 関連で部長に伺いますが、県でも混乱が生じていると思えますが、地元の旅館と

かホテル業者はもっと混乱していて、お客さんから問い合わせがあっても、この件で回答ができないという状況に至っているんですね。だから、その辺の統一見解というか、国の指針と、やり方と、県の方々はある程度情報はもう入っているのか、やはり民間と同じようにまだ分からない状況なんじゃないかな、現状は。

○高橋観光推進課長 昨日、全国知事会が、例の東京発着を除外した形で22日から始めるという話につきまして、緊急提言という形でまとめたものがございます。その中でも、全国知事会として詳細なスキームを早期に示すことという形で出している状況がございまして、その辺の詳細がなければ県としてどう対応するのか含めて対応等もとれませんので、そこは引き続き国のほうにしっかり求めていきたいと考えてございます。

○松浦商工観光労働部長 国には、事務的にはいろんな問いかけはしておりますけれども、とにかく22日から始めますということぐらいの説明で、具体的話がどういうことだ、そういう説明会はやりますからというお話で、今月中にはあると思うんですけども、そういったところがまだ来ていないという状態がありまして、我々としても判断がしづらい部分があるというのが現状でございます。

○外山委員 行政の方以上に、現場の旅行代理店とかホテルなんかもまだ大分混乱していますね。現在ですね。結構です。

○前屋敷委員 先ほども発言をさせていただいたんですけど、国の責任ある態度がなかなか見えないというところで、県の皆さん方も大変苦勞されておられるところだと思います。

でも、東京をはじめ全国でこれだけ感染が広がり、なかなかそれが収まらないという状況は

リアルに見る必要があって、国より22日からやるという方向性が示されているんですけど、やはり知事会も要請したようなんですが、私は本当に県民の命と健康、それから地域経済に責任を負う上でも、やっぱり県としての一定の判断は必要になっているんじゃないかなと思います。

県のスタンスとしては、まずは県内から大いに経済を動かしていこうという思いは、よく伝わってまいりました。段階を踏んで徐々に外にも広げようという思いも分かります。であれば、やっぱりこのまま提案するんじゃなくて、一定の条件が示されていないと、今宿泊業者の皆さん方も混乱しているといわれましたけど、そういう混乱を招くのではないかなと思います。

ですから、そういった意味で県として一定の判断をしていく、施策的にそれが今必要じゃないかなというふうに思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

○松浦商工観光労働部長 これが、県の単独事業であれば当然県の考え方に基づいて進めていくことになりますので、今回補正事業としてお願いしておりますようなやり方が、一番自然かなと思っております。

しかしこれは、国のG o T o トラベル事業でありますので、要りませんというのもなかなか言いづらい。そういう中で、具体的にどういふふうに進めていかれるのか、安全・安心の確保をどうされていくのかというのまだ情報が見えないところがありますので、そういったところをしっかりと見極めた上で、国に対してこんなところをしっかりとやってくださいよというような申入れというか、要請とかは当然していかないといけないのかなと思っているところでございます。

また、いろんな状況の変化が出てくると思い

ますので、例えば感染が今後急速に収束していくとか、もっと加速していくとか、状況の変化もあると思いますので、そういった変化も見ながら、国にはそれなりに物を言っていく必要があるのかなと考えております。

最終的な決定がどうしても国になるものから、我々としてもなかなかそこまでこの事業は要らないとか、そういうところまでの判断ができにくいところはある点を御理解いただければと思っております。

○前屋敷委員 今回の補正予算は国の第2次補正を受けて、それぞれの県が具体化するということで、かなり各県での柔軟な対応というのはできると私は判断したんです。ですから、一般財源でやるということにもなっていると思うんですよね。国のこの事業そのものが補助事業という形でなければ、補助事業になるわけですか。基本的に。

○松浦商工観光労働部長 今日、御説明した事業は国の臨時交付金を使うものですが、ある程度それぞれ地方の実情に応じて地方の判断でやればよいということでもありますので、これまで私が申し上げてまいりましたような基本的なスタンスをもって進めてまいりたいというふうに思っております。

国のG o T oトラベルの事業については、国が直接実施するものですから、この事業とは全く関係ないところで動いているというふうな事情がありまして、県のほうで、こうしてほしいという物言いはするんですけれども、最終的にはその決定は国になる、そういう構図になっております。

○前屋敷委員 国にいろいろ要請する前にこの事業がもう動き始めるとなると、現場も含めてとても混乱していくことになるんじゃないで

しょうか。一定の方向性がちゃんと、歯止めをかけるというか、感染拡大につながらないような事業として進めるということにならないと、大変なことになるんじゃないかなと危惧するんですよね。その辺はどんななんですかね。

○高橋観光推進課長 現状、G o T oトラベルキャンペーンは国のほうで制度設計しているのですが、聞いている範囲以内でという形になるんですけれども、全くノーハンドでやっていくわけではなくて、ホテル、旅館ですとか、また旅行者に対しまして、参加条件を一応示していくと聞いております。

具体案自体は、先週16日木曜日の18時から国のコロナ対策分科会の中でも参加条件等の案として示されているところもございます。成案はまだできていないんですけれども、発熱がある方がいれば、ホテル、旅館から保健所に連絡して指示を仰ぐですとか、そういった体制もしっかりとらないと、このキャンペーンに参加できないという条件をつけるような状況ではあるようですので、そこは県としても注視していく形になろうかと考えております。

○前屋敷委員 ウィズコロナというのは、確かにそういう形で今後進められる部分もあると思うんですけど、今この対策をウィズコロナでいけるのかといたら、やっぱりそうじゃないと思うんですよね。ウィズインフルエンザみたいな形で、ずっと日常生活の中でそれが進んでいくという状況にはなっていないからですね、今は。そのところを十分考慮していくことが大事だと思います。

○高橋観光推進課長 委員おっしゃるとおりでございます。昨日の全国知事会の緊急提言の中でも、当然、今回は東京発着を除外という形になっている一方で、感染状況を機動的にちゃ

んを見直しすべきであるというところも盛り込まれてございまして、そこについては宮崎県としても、全国知事会等と一緒にしながら、感染状況の機動的な見直しはしっかりと訴えていくような形になっていくと考えております。

○武田委員長 よろしいでしょうか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時49分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

本日委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。

傍聴人は、受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただきますようお願いいたします。

それでは、当委員会に付託をされました議案等について、部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○明利県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願いいたします。説明の前に、御報告を申し上げます。

さきの6月定例県議会におきまして、社会資本の着実な整備促進を求める意見書を可決・提出していただき、地方の声を届けていただきました。深く感謝を申し上げます。

県土整備部といたしましては、必要な予算を確保し、社会資本の着実な整備に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援と御協力をお願いいたします。

次に、7月3日から9日にかけての梅雨前線豪雨による公共土木施設の被害状況についてであります。現時点での被害総額は、県が約27億6,000万円、市町村が約13億3,000万円、合計約40億9,000万円となっております。この豪雨によって、県管理道路では国道219号など、40か所で路肩決壊や崩土により全面通行止めとなり、一部では夜間作業等を行うなど、早期の通行開放に努めてきたところですが、本日の時点で5か所の全面通行止めが継続しております。

県といたしましては、県民の日常生活に支障を来すような災害箇所につきましては、災害査定を待たずに応急工事として着手するなど、引き続き安全の確保や、早期復旧に職員一丸となって取り組んでまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきましては、お手元にお配りしております商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次に記載してございますとおり、予算議案として一般会計補正予算、その他報告事項といたしまして、二級水系におけるダムの事前放流についてでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長等から説明をいたします。

私からの説明は以上でございます。

○武田委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案についての説明を求めます。

○齋藤管理課長 管理課であります。それでは、委員会資料の1ページをお開きください。

県土整備部の7月補正予算の概要について、御説明いたします。

部の7月補正予算一覧であります。今回の補正におきまして、右から3列目の太線で囲んでいますDの列、7月補正額を御覧ください。

御覧のように、管理課など6課で、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策といたしまして、一般会計全体で下から5番目の計にありますとおり、5億190万9,000円の増額補正をお願いしております。

その結果、7月補正後の予算額は、右のEの列のとおり912億5,435万4,000円で、対前年度比107.3%となります。そして、特別会計を合わせた部全体の合計は、一番下になりますが、926億7,618万円で、対前年度比106.7%であります。

2ページをお開きください。

今回、予算計上しております9事業につきまして、再掲の事業も含め、新型コロナウイルス感染症経済対応方針の柱に基づいた施策体系に整理してございます。

主な内容といたしましては、(1)の「新しい生活様式」の標準装備化とその実践といたしまして、感染防止対策に関連した事業や、(4)での観光需要等の回復にあわせた取込策の実施といたしまして、都市公園の環境整備などの事業であります。個々の内容につきましては、関係課長等から説明いたしますが、まずは管理課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手数ですが、歳出予算説明資料の145ページをお開きください。

今回、管理課は補正額500万円をお願いしております。補正後の予算額は表の右から3番目になりますが、19億855万2,000円です。

続いて、147ページをお開きください。

(事項) 公共事業支援統合情報システム運営管理事業費の、新規事業、入札審査事務手続デジタル化事業であります。

常任委員会資料で説明いたしますので、お手数でございますが、委員会資料の3ページをお開きください。

当事業は、「新しい生活様式」の実現に向けた取組といたしまして、入札事務手続の一部をデジタル化、電子化することにより新型コロナウイルス感染リスクを低減しつつ、事務手続の迅速化、効率化を図るものであります。2の事業概要のとおり、予算額は500万円、単年度事業であります。

事業内容といたしましては、下の図の入札事務手続の流れにありますとおり、電子入札システムで行っております入札公告から落札者決定に至る手続きの中で、点線で囲んだ部分であります。またデジタル化していない入札参加資格の審査手続きにおきまして、電子データによる提出が可能となるよう、システム改修を行うものであります。

これによりまして、3の事業効果にありますとおり、極力対面での接触を減らすことで、感染拡大防止を図るとともに、時間やコストの低減など、受発注者双方の事務手続の迅速化や効率化につなげるものであります。

説明は以上であります。

○境技術企画課長 技術企画課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の143ページをお開きください。

今回、技術企画課の補正額は645万9,000円をお願いしております。その結果、補正後の予算額は3億4,920万8,000円となります。

151ページをお開きください。

補正の内容につきましては、下の説明の欄にありますように、「公共事業Web会議システム構築事業」と「公共工事現場感染症対策啓発事業」の2つの新規事業となっております。

常任委員会資料で説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

まず、公共事業Web会議システム構築事業でございます。

1の事業の目的・背景です。公共事業においては、働き方改革や生産性の向上の観点から、ICTの活用を進めているところでありますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web会議などのテレワークをさらに推進していくために、必要なシステムを構築する事業であります。

2の事業の概要です。予算額は395万9,000円、令和2年度の単年度事業であり、事業内容はWeb会議などテレワークを推進するために必要な機材を購入し、本庁や出先機関に配置するものです。

下側の事業実施イメージ図を御覧ください。

外部機関や現場とのテレワークについては、現在、タブレット端末を用いて対応しておりますが、複数人で利用する場合は、画面が見えにくい、音声聞き取りづらいなどの課題もございました。今回、本庁や各出先機関に大型液晶ディスプレイやカメラ内蔵スピーカーフォンを配置することにより、効率的にテレワークが行える環境整備につながるものであります。

3の事業の効果です。対面による打ち合わせ等の回数が減少し、新型コロナウイルス感染拡大防止が図られますとともに、打ち合わせや現場確認などに係る移動時間の短縮などが図られ、建設関連産業を含めた働き方改革がより促進さ

れるものと考えております。

続きまして、常任委員会資料の5ページを御覧ください。

公共工事現場感染症対策啓発事業であります。

1の事業目的・背景です。公共工事における新型コロナウイルス感染症対策については、消毒液の設置や現場における3つの密の回避などの対策を実施しているところではありますが、さらなる意識向上を図るための取組を実施するとともに、県民に対し、安全な建設業を広くPRすることを目的としております。

2の事業の概要です。予算額は250万円、令和2年度の単年度事業であり、事業内容につきましては工事監督員による周知や現場確認等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策啓発ステッカーを配布し、工事従事者への啓発を行うものです。ステッカーは、現場代理人、主任技術者等のヘルメットに貼るステッカーと、工事看板に貼るステッカーを考えております。

3の事業の効果です。工事従事者の意識の向上につながり、工事現場の感染症予防対策の取組の強化が図れるとともに、より安全で安心な工事現場の実現に向けた取組をPRすることで、県民へのイメージアップが期待されるものと考えております。

技術企画課からの説明は以上でございます。

○小倉河川課長 河川課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の153ページをお開きください。

当課の補正予算額は720万円の増額を願います。その結果、補正後の予算額は250億2,525万8,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

155ページをお開きください。

下の(事項)河川管理費であります。

これは、河川等の維持管理に要する経費で、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に伴い、下の説明の欄、1の新規事業、河川環境整備活動支援事業を行う経費として、720万円の増額をするものであります。

この河川環境整備活動支援事業につきまして、常任委員会資料にて御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の6ページをお開きください。

本事業の内容について、御説明いたします。

1の事業目的・背景についてですが、現在、コロナとともに生きていくための新しい生活様式の普及に伴い、堤防上でのウォーキングやジョギング等の屋外活動が活発になってきており、河川環境の整備は景観の保全にとどまらず、県民の健康で安全・安心な暮らしを確保するためにも、より重要となってきております。

一方、河川環境の整備に不可欠な河川の草刈りは、官民協働によります河川パートナーシップ事業を中心に実施しておりますが、参加者の高齢化による身体的負担の増大に加え、新型コロナウイルス感染症の感染リスク回避のために、参加者の減少が懸念されているところでございます。

このため、自走式草刈機の貸出制度の導入により、作業の改善を図り、河川環境のさらなる整備を進めるものであります。

2の事業の概要についてですが、予算額は720万円としております。(4)の事業の内容についてですが、手押しキャタピラ型とハンドル伸縮型の自走式草刈機をそれぞれ8台購入し、河川パートナーシップの活動団体へ無償で貸し出すものであります。

下の写真にありますとおり、左側の2枚が現

在の河川パートナーシップの活動状況です。右側の2枚が、今回導入する機械の作業イメージ写真になります。

3の事業効果についてですが、このような取組により、地域の活力を持続可能なものとし、美しい宮崎づくりのさらなる推進が図られ、地域住民の新たな日常生活の支援に寄与するものと考えております。

説明は以上であります。

○小牧砂防課長 砂防課であります。

歳出予算説明資料の157ページをお開きください。

当課の補正予算額は2,300万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算は64億379万3,000円となります。

以下、補正の内容につきまして御説明いたします。

157ページをお開きください。

(事項)土砂災害防止啓発推進事業費であります。これは、土砂災害防止啓発推進に要する経費で、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に伴い、説明の欄1の新規事業、土砂災害警戒区域指定推進事業を行う経費として、2,300万円の増額をするものであります。

この新規事業につきまして、常任委員会資料にて説明させていただきます。

商工建設常任委員会資料の7ページをお開きください。

本事業の内容について御説明いたします。

1の事業目的・背景についてでございます。

土砂災害による人的被害を未然に防止するためには、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定を推進することで、住民自らが早目の避難行動を起こすよう、意識改革を促すことが必要であります。

しかしながら、コロナ禍の影響により、指定のための説明会が実施できない状況となっていることから、感染拡大防止対策を考慮した形で指定推進活動を展開することにより、土砂災害から県民の生命を守ることを目的としております。

2の事業の概要についてでございます。予算額は2,300万円としております。内容につきましては、オープンハウス形式等による土砂法の説明会に係る費用でありまして、通常実施している各地区公民館等での説明会に加え、参加者が都合のよい日時を選択することが可能となるオープンハウス形式による説明会を開催し、土砂災害警戒区域の指定推進を図るものであります。

この取組により、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら、説明会を効率的に実施することで、土砂災害計画区域の指定を推進するとともに、土砂災害に対する地域住民の意識を醸成し、土砂災害による人的被害を未然に防止したいと考えております。

砂防課からは以上であります。

○平部港湾課長 港湾課であります。

お手元の歳出予算説明資料の161ページを御覧ください。

当課の補正予算額は一般会計で1億337万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は一般会計が67億1,995万5,000円となり、港湾整備事業特別会計7億5,216万5,000円と合わせまして、当課の合計は74億7,212万円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

163ページを御覧ください。

(事項) 港営費であります。

これは、県内港湾施設の管理に要する経費でございますが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急

対策に伴い、下の説明の欄、1の新規事業、重要港湾における新型コロナ感染防止対策支援事業を行う経費として140万円の増額、2の新規事業「新しい生活様式」実践港湾施設環境整備事業を行う経費として1億197万円の増額をしますのであります。

この2つの事業につきましては、常任委員会資料で説明いたします。

常任委員会資料の8ページをお開きください。

まずは、新規事業、重要港湾における新型コロナウイルス感染防止対策支援事業について御説明いたします。

1の事業目的・背景についてであります。港湾において、船舶への荷物の積み降ろしを行う荷役作業は、物流を支えるために必要不可欠でございます。県内の物流の中心を担う重要港湾3港において、安定した物流を維持するため、定期航路の荷役作業を行う事業者が実施する新型コロナウイルスの感染防止対策の取組を支援するものであります。

次に、2の事業概要についてであります。予算額は140万円、財源は一般財源、事業期間は令和2年度であります。

(4)の事業内容でございますけれども、本事業は感染防止対策に要する経費の支援であります。対象経費はマスク、消毒液等の購入費でございます。また、補助率は2分の1、上限を20万円としております。

次に、3の事業の効果についてであります。重要港湾における水際での感染防止の取組を支援することで、安定した物流の確保につながるものであります。

続きまして9ページをお開きください。

新規事業、「新しい生活様式」実践港湾施設環境整備事業について御説明いたします。

まずは、1の事業の目的・背景についてであります。みやざき臨海公園や港湾内のトイレは、普段から多くの県民等に利用されており、中でもみやざき臨海公園については、コロナ禍において体力の維持や心身のリフレッシュの場として再認識されたところであります。

このため、新しい生活様式に対応できるよう、施設の一部を改修することにより、新型コロナウイルスの感染リスクを減らすとともに、利用者が安心して快適に利用できる環境整備を図るものであります。

次に、2の事業の概要についてであります。

予算額は1億197万円、財源は一般財源、事業期間は令和2年度であります。

(4)の事業内容ですが、①のみやざき臨海公園感染防止対策として、感染防止対策に必要なマスクや消毒、パーティションなどの仮設に要する経費でございます。

②の臨海公園施設改修につきましては、トイレ、手洗い場等の非接触型機器への改修、また利用者へ注意喚起を促すための放送設備の整備、また3密を回避するための南ビーチ更衣室や休憩棟の改修などを行うこととしております。

なお、更衣室や休憩棟の改修につきましては、県産材の活用を図ることとしております。

下の南ビーチ休憩棟改修イメージを御覧ください。図の左側のように現在の座席数は32席でございますけれども、写真のとおり座ると密な状態になるところでございます。

このため、感染防止のために対面を避けた配席としますと16席に半減することから、右図のように対面を避ける、避けてもなるべく座席数を確保できるよう改修することとしております。事業概要の③にお戻りいただきまして、③港湾内のトイレ改修は県内18か所のトイレ、手洗い

場を非接触型に改修することとしております。

次に、3の事業効果についてであります。これらの改修で、港湾施設の利用者が安心して快適に利用することができることになり、新型コロナウイルスの感染防止、安全・安心な設備利用及び県民の健康増進に寄与するものでございます。

港湾課の説明は以上でございます。

○横山都市計画課長 都市計画課であります。当課の補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の165ページをお開きください。

当課の補正予算額は3億5,688万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は83億8,494万9,000円となります。

補正の内容について、御説明をいたします。

167ページをお開きください。

(事項)美しい宮崎づくり推進事業費の新規事業、みやざきビューポイント整備発信モデル事業、1,600万円であります。

次に、その下の(事項)都市公園管理費の新規事業、「新しい生活様式」実践都市公園環境整備事業3億4,088万円であります。これらの事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて、美しい宮崎づくり推進室長より御説明をいたします。

歳出予算説明資料の説明は以上でございます。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 美しい宮崎づくり推進室であります。委員会資料10ページを御覧ください。

新規事業、「新しい生活様式」実践都市公園環境整備事業について御説明いたします。

1の事業目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、体力維持や心と体のリフレッシュの場として、都市公園等の価値

が再認識される中、施設利用者がより安心して快適に都市公園を利用できるよう、新しい生活様式に対応した環境整備を行うものであります。

2の事業の概要です。予算額は3億4,088万円で、事業期間は令和2年度であります。

事業内容としましては、4つに分けておりました、まず①として、ひなた宮崎県総合運動公園ほか4つの都市公園と、宮交ボタニックガーデン青島において、手洗い場やトイレ施設にあります水栓金具を、自動水栓化するものであります。左の写真は、手洗い場の現況であります。手で回す水道蛇口などを、非接触型の自動水栓に取り替えるものであります。

次の②として、平和台公園で、利用者への注意喚起に使用できる、防災無線・放送設備の整備を行います。

次の③として、平和台公園で、眺望や安全確保のための樹木の選定や伐採、また総合文化公園で、園路の洗浄などで利用者の安全確保を図ります。

最後の④として、6月議会で部長から答弁のありました平和台公園の展望台改修、あわせて宮交ボタニックガーデン青島のテラスデッキ改修などを行います。右の写真のように展望台の老朽化した階段や床部分に、県産木材を活用して改修いたします。

3の事業効果であります。新しい生活様式に対応した環境整備を行うことで、県民の快適な施設利用が可能となるとともに、本県の強みであるスポーツ、健康の視点を生かしたスポーツキャンプ等の誘致や、国内外からの観光需要の回復を支援するものであります。

続きまして、右の11ページを御覧ください。

新規事業のみやざきビューポイント整備発信モデル事業を御説明いたします。

1の事業目的・背景であります。本県の強みである雄大で美しい自然などを一望できるビューポイント、これは展望所など景色の眺めがよい場所のことであります。これを景観行政団体である市町村と連携しながら、継続的な利活用を前提としたモデルケースとして整備しまして、その情報を広く発信するものであります。

2の事業の概要です。予算額は1,600万円で、事業期間は令和2年度であります。

事業内容としましては、2つに分けておりました、まず①のビューポイント整備事業では、アにあります展望所などからの眺望を遮る樹木の伐採や、利用促進に必要なベンチや案内板などの、施設の設置などを行います。

イの事業主体は、現在121団体の登録があります美しい宮崎づくり活動団体などとしております。

ウの事業費・補助率は、県内26か所で1か所当たり50万円を上限に定額補助いたします。

参考の写真は、今年3月日向市の馬ヶ背において、小規模な樹木の伐採によりまして、優れた眺望を確保した事例になります。このように地域にある観光資源の磨き上げを行いたいと考えております。

次の、②のビューポイント発信事業では、ドローン撮影によるPR動画を作成しまして、ホームページやフェイスブック、動画チャンネルなどで県内外などに広く発信いたします。

3の事業の効果であります。本県の素晴らしい風景に出会う場を、整備・発信することで、県内外の来訪者に癒しと活力、心と体のリフレッシュを提供するとともに、県内での人々の動きを促進させることで、コロナ禍で疲弊しました地域経済の活性化に寄与するものでございます。

説明は以上であります。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○前屋敷委員 説明資料の3ページですが、入札審査事務手続デジタル化事業ですけど、入札事務手続の一部のデジタル化ということですが、これは参加する全ての事業者の皆さん方が対応可能なのですか。

○斎藤管理課長 この電子入札システムに登録されている業者さんは、これを利用することが可能でございます。

○前屋敷委員 登録されている事業者が全て対応になるので、そのまま事業はスムーズに行くということですね。

○斎藤管理課長 登録されている業者はシステムを活用することができますので、今回改修するものにつきましても、利用することはできます。

○前屋敷委員 新たに参加されるとか、登録されていないで今回新たにという方、事業所はないのでしょうか。

○斎藤管理課長 新たに、この電子入札を活用される業者さんがあれば、県のほうに申請をしていただきまして、それで登録されましたら、利用することが可能になりますので。

○前屋敷委員 分かりました。もう一つ、7ページをお願いいたします。土砂災害警戒区域指定推進事業というところで、説明会の開催を業務委託するとなっていますが、業務委託はどこにされるわけですか。

○小牧砂防課長 業務委託につきましては、もともとこの土砂災害警戒区域を策定するのに地元のコソルタントが現地で調査を行っています。そういう現地を熟知している、また、地元の方たちと疎通できているコソルタントを対

象にしたいと考えております。

○前屋敷委員 分かりました。

○田口委員 6ページの河川環境整備活動支援事業ですが、今回、手押しキャタピラとハンドル伸縮型というものを8台ずつ、計16台買われるようですが、これは今までも何台か手持ちがあったのでしょうか。

○小倉河川課長 今まではこういった機械の貸出しは行っておりませんし、保有もしておりません。

○田口委員 そうなると、この手押しキャタピラ8台とハンドル伸縮型8台で県内全域を面倒みるということになるわけですか。

○小倉河川課長 今回、それぞれ8台なんですけれども、今考えているのは、パートナーの団体が非常に多い4事務所、宮崎、都城、西都、延岡の各土木事務所にそれぞれ2台ずつ配置しまして、そこから貸出しを行おうと考えております。その後、活用状況を見ながら、さらにほかの事務所にも展開を考えております。

○田口委員 県内4か所に2台ずつということですね。私、よく分かりませんが、河川パートナーシップの活動団体の皆さん方は、こういうものを扱うことの熟練度というのは高いんですか。けがとかの心配はないのでしょうか。

○小倉河川課長 まず、貸し出すときに扱い方について事務所の職員から説明したいと思っています。併せて使用上の注意事項とか、機械の使用とかの資料を差し上げたいと思っています。

それと、こういった機械の貸出しを宮城県のほうでやっているんですけれども、これまでのところ、この機械での事故はないというふうに聞いております。

○田口委員 分かりました。

○山下委員 7ページなんですけど、オープンハ

ウスとはどういうイメージなのか。例えばテントを設置するとか、そういう会議になるの。

○小倉河川課長 通常であると、公民館の畳の座敷とかそういうところで説明会を行っていたんですけれども、今回はより広い会場ということで、例えば地区の体育館であるとか、そういう屋根つきの広いところで、時間としては平日の昼間10時ぐらいから夜まで、これを2日続けて自由に入ってこれて、説明を受けられるというようなことを考えております。

○山下委員 具体的に、今説明がありましたけれども、体育館とか、10人だったら公民館ぐらいでいいんでしょうけど、より多くの人数になったら広い会場をとるということですよ。この2,300万円の予算ですよ。例えば、主なものは何に必要なんですか。ここに事業内容等も書いてありますが、ちょっと理解がしづらいので教えてください。

○小牧砂防課長 一つは、当然2日とか土日にもかけまして、運営を行うためのコンサルタントに委託するための委託料、あとそれに係る資料の作成であるとか、説明会に併せて住民に周知するための準備、そういうものに委託を行いたいというふうに考えております。

○山下委員 これはもうやっていることですよ。この新規事業は何が変わるのかなということを確認をしておきたいんですが。会場が変わるということは分かるんですが、その予算的な措置はそれだけ必要なのか。普通の事業とこれは変わらないんじゃないかなと思うんですが、相違点をちょっと教えてください。

○小牧砂防課長 確かに、これまでも職員のほうが市町村と連携しまして、大体夕方7時ぐらいから1～2時間近く、地区の公民館に集まれる規模の人たちに案内をかけてやっておりまし

た。

これが3月以降、現在に至るまでの間、しばらくコロナ関係で開催できていないということで、集中してやらないといけないというのが一つ。あと、今年度中に一応指定の完了を目指しておりますので、通常の県の職員だけではどうしても足りない部分、あと大きい会場で一日中ずっと、そこに張り付いて対応しなければいけないので、その分でも職員では十分対応できない部分があります。その部分を委託することとしております。

○山下委員 細かくいうようですが、この事業内容にある計画準備とか、開催及び説明会資料作成は、日常の皆さん等の事業の中で必要な経費ですよ。今聞いていると、外部委託をしたりするから、その人件費ですよという捉え方でいいの。人件費が中心ということ。

○小牧砂防課長 委託に係る人件費であります。

○山下委員 分かりました。

○西村委員 9ページの港湾課の事業の中で、事業内容の港湾内のトイレ改修というのがあって、県内18か所、北から南までトイレを改修するんでしょうけれども、これからの時期は海水浴客とかがいて、兼ねるものもあるかもしれませんが、市町村にも似たような事業はそれぞれあるんですかね。

○平部港湾課長 今回の事業内容につきましては、港湾区域内にある港湾施設内のトイレを考えております。そのトイレにつきましては、今あるトイレの手洗い等を非接触型に変えるものでございます。

○西村委員 臨海公園内はこれでいいんでしょうけれども、県内各地の海水浴場を市町村任せにして、それをやってくれればいいんでしょうけど、それちょっと思ったので、この18か所の

リストをいただきたいのと、11ページの新しい宮崎づくり推進室の事業の26か所もリストをいただきたいと思います。

○平部港湾課長 補足させていただきますと、18か所は海水浴場ではなくて、通常港湾内にある港湾利用者が使うトイレとなっております。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 ただいま西村委員からお話いただきました11ページの、みやぎビューポイント整備発信モデル事業で、事業内容①の整備事業の中の26か所のリストというお話でございました。まず、1点ここで御説明させていただきたいんですけれども、今回、この仕組みを作りまして、景観行政団体の市町村と協議を行いまして、一番適した箇所を各市町村1か所程度を挙げていただこうかなと思っております。

現在のところ、事前に照会をかけている中では、複数の市町村から複数箇所いただいておりますが、26か所を既に決めているわけではございません。これから市町村と協議をさせていただいて、一番効果の高いところを選んでいきたいと考えているところでございます。

○西村委員 分かりました。

○武田委員長 暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時36分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようですので、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○平島ダム対策監 河川課でございます。二級水系におけるダムの事前放流について御報告いたします。

商工建設常任委員会資料の12ページをお開きください。

1の取組の背景についてです。国は、近年の台風等の水害の激甚化に対応するため、ダムに貯水した発電やかんがい用水等の利水容量を、治水容量に最大限活用するため、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針を昨年の12月に策定しました。国が管理する一級水系においては事前放流の実施方針などを定めた治水協定を5月に締結し、現在、各ダムごとに実施要領を策定中であります。

県が管理する二級水系におきましても、事前放流に向けた取組を行う必要があります。事前放流とは、大規模な洪水の発生が予測されるときに、治水容量をさらに拡大させるために、利水容量の一部を洪水前に放流し、ダムの水位を低下させることであります。

ここで、右の13ページを御覧ください。

これは、ダムの事前放流のイメージ図であります。治水と利水、両方に対応する多目的ダムの場合で御説明いたします。上の図は事前放流前、下の図は事前放流後でございます。

まず、上の図でダムの構成を説明します。多目的ダムは洪水をためるための治水容量、発電などのための利水容量、土砂が堆積することを許容した堆砂容量から構成されております。事前放流前などの平常時は、利水者は図の中央にあります利水容量を使って発電等を行っております。

次に下の図を御覧ください。台風など大規模な洪水の発生が予測されるときには、図の中央の太枠で囲まれた部分の利水容量の一部を洪水の前に放流し、ダムの水位を低下させ、事前放流により治水容量を拡大する操作を行います。

では、左の12ページにお戻りください。

2の事前放流の効果についてですが、図で御説明しましたように、ダムの貯水を洪水前に低下させることにより、確保した容量に洪水を一時的に貯めることで、ダム下流の氾濫リスクを低減させる効果があります。

最後に、3の今後の取組についてです。県が管理する二級水系には、6水系に18基のダムがございますが、河川管理者、ダム管理者、関係利水者と、二級水系既存ダム洪水調節機能強化に係る協議会を8月に設置することとしております。

協議会では、事前放流の実施方針や基準降雨量の設定などについて協議を進めまして、合意が得られた後に、水系ごとに治水協定を締結することとしております。その後、ダム管理者が実施要領を作成しまして、来年度の出水期から事前放流の運用を開始できるよう取組を進めたいと考えております。

河川課からの報告は以上です。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○西村委員 ちなみに現段階ではどのような取決めになっているんですか。

○平島ダム対策監 事前の取組ですが、一級水系におきましては、国が5月末に治水協定を締結しているんですけれども、現在のところ各ダムにおいて実施要領を作成しているところです。

二級水系におきましては、8月に二級水系の協議会を設置しまして、その中で、今後のスケジュールや取組に向けて説明会を開きまして、その後、個別に協議をしていきたいと思っています。合意が得られた後に、二級水系の水系ごとに治水協定を結びまして、その後に各ダムの実施要領を作成します。目標としては、来年の出水期からの実施、事前放流の利用開始に進め

ると思っています。

○西村委員 それは説明を受けたから分かっているんですけど、現段階、例えば豪雨大害とか、これまでも台風災害とかあった場合にどれくらい水量を下げるのが適切かとか、事前放流は今までもなされてきたと思うんですが、どういった取決めがあったんでしょうか。

○平島ダム対策監 これまで、事前放流というのは県内では行っておりません。県が管理しているダムは多目的ダム、それから治水ダム、それぞれ洪水貯水量を持っているんですけれども、多目的ダムにおきましては、夏場にある一定の水位を事前に下げておきまして、通常その水位より上に上げないという操作を行っております。

それから、治水ダムは洪水調節機能だけを持っているダムでありまして、常時、洪水調節容量を確保しているというダムになっております。今回の事前の放流というのは、これまではある一定規模に基づいた洪水調節容量を確保するという操作をしているんですけれども、台風とかの大規模な出水が予想され、これまでの計画規模を超えるような大雨が発生したときに、さらに水位を低下させるということで、これから取組を進めていこうということになっております。

○西村委員 これまでも多少の洪水調整みたいなのはやられてきたと思うので、それはダムごとに取決めていたということですか。ダムの目的ごとにされていた。

○平島ダム対策監 各ダムごとに、河川法に基づく操作規則、細則を設定しております。その中で、各ダムごとに洪水調節容量を確保しているところがございます。

○西村委員 分かりました。

○外山委員 聞き間違いかもしれませんが、今

まで当県で事前放流はなかったとおっしゃいました。前例はないんですか。

○平島ダム対策監 これまでは実施しておりませんでした。

○外山委員 ニュースなんかでよく聞くもんだから、てっきりもう宮崎においては何度か既にあつたような感覚なんだけど、なかったんですね、一度も。

○平島ダム対策監 平成30年、それから昨年、西日本豪雨とか、東日本の豪雨とかがありまして、それを契機に国が洪水調節機能の強化に向けた基本方針を昨年定めました。まずは、一級水系のほうから事前放流に向けた取組を進めているところでございます。

○日高委員 関連で、今外山委員が言われたように、以前はないということですが、以前、何年か前に愛媛県だったですか。ダムの放流をして大変な事故にあつたことがありましたけれども、そういうことを考えると、これはやろうと思えば今までも事前放流はできたということですか。今回はダムを今から工事してとか、そういうことはないわけですよ。既存のダムを、今までどおり運用して、そこで新たに事前放流を計画的にやりますよということですよ。そうすると、今まではできていたのに、やる必要はなかったということになるんですかね。

○平島ダム対策監 委員がいうように、事前放流につきましては昨年の12月の基本指針に基づいて、今後進めるところなんですけれども、これまでは事前放流に向けての運用の仕方とか、水位の設定の仕方というのが事前になかなか設定されていない状況がありましたので、今回は昨年の12月に基本方針が定められたということで、それに向けて新たに事前放流の取組をしようということを進めているところでございます。

○小倉河川課長 補足説明をさせていただきます。今まで既存のダムであっても、少し言葉が違うんですけども、予備放流という形で、例えば発電ダムであっても、洪水が来るときに水位を下げていたんです。これはもう規則で決まっております。その規則にのっとってやっていたんですけども、そういうところで外山委員が言われたように、これまでもやっていたんじゃないかなという。それプラス、例えば利水ダム側が治水協力というような形で、大きな台風が来るときには予備放流、もっと水位を下げて洪水に備えようということもやっておられましたけれども、今回この事前放流というのは、予備放流プラスアルファ分を加えて、それをお互いに協定を結んで制度化しようというようなそういったものになっております。あくまでも、利水者のそういった協力、同意がなければなかなかできないという点がちょっと難しい点でありますけれども。

○日高委員 最後にしますが、消防団をやっていると、水門の開け閉めですね。これはもう一晩中、その場に張りついて、水位を川側と、内側と見ながら、消防団が開け閉めをするわけですが、消防団の判断が早過ぎて、内水が返ってきて田んぼが全部冠水したとか、そういうことで過去にも何回か消防団と地権者、水利組合との間で損害賠償の問題とかがありました。今でもそれはやっぱりあると思うんですね。ちょっと判断の時期がどうなのかということで、やっぱり大分違って来るからですね。

今回新しく事前放流をするようなことになって、地元の人に何か特別に注意事項が増えてくるとか、万が一やり方を間違ったときに損害賠償の話とか、そういうことにはならない前提で事業は執り行われるわけですよ。

○平島ダム対策監 事前放流についてですけれども、台風とかが近づいて大雨が予想されるときに、先にダムから放流して水位を下げるようになります。大雨が降ってダムに入ってくる量が増えてくると、その後も通常のダム操作規則に基づいた操作をすることになります。

その操作の仕方というのが、これまでの関係市町村とかには説明はしているところなんですけれども、放流の許可増加割合とか、その辺りはこれまでと同様に増加する形で行いますので、今後ダムごとに実施容量を作成することになるため、事前に関係市町村、それから関係機関には十分説明をしていきたいと思っています。

○日高委員 河川については、今言いましたように消防団が水門を管理していますので、消防団の大事な任務になります。消防団と離れたところでこの事業をやられるならいいけど、消防団にもやっぱり協力を仰がないといけないことがあったら、ぜひ事前にしっかりと消防団のほうにも話を通していただくようによろしく願います。

○前屋敷委員 知識がなくて申し訳ないんですけど、二級水系が6水系あって、二級水系は県が管理をする河川だと思うんですが、この18ダムはやはり県の管轄ではないんですか。

○平島ダム対策監 二級水系が6水系で18ダムあるんですけども、ダムの管理者ということであれば、まず宮崎県が管理するダムがあります。それから、県の企業局が管理するダムがあります。それから九州電力、それから土地改良区が管理しているダムがあります。

○前屋敷委員 ダム管理者はそれぞれ分かりましたが、関係利水者となるとどういう方々を考えればいいんですか。

○平島ダム対策監 多目的ダムにおきましては、

洪水調節プラス利水の目的があります。二級水系ですと洪水調節、県が管理しているダムなんですけれども、多目的ダムの利水者として、県の企業局が発電を行っていますので、企業局が利水事業者ということになります。

それから、洪水調節機能を持たない利水ダムがあります。それに関しましては、それぞれのダム管理者が利水事業者になっております。

○前屋敷委員 それで、今後治水協定を作って、事前放流をするということなんですけど、一定の基準をここで決められるんでしょうけど、実際にはダム管理者において放流していくことになるわけですね。

○平島ダム対策監 それぞれのダム管理者が実施することになります。

○前屋敷委員 分かりました。

○武田委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようですので、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後3時5分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、明日、行いたいと思います。

開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

令和2年7月20日(月)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後3時5分散会

令和2年7月21日(火曜日)

午後1時0分再開

出席委員(8人)

委員	長	武田	浩一
副委員	長	坂本	康郎
委員		外山	衛
委員		山下	博三
委員		西村	賢
委員		日高	利夫
委員		田口	雄二
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	井尻	隆太
議事課	主査	増本	雄一

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決前に賛否も含め御意見をお伺いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時0分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。議案第1号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては原案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。委員長報告の項目及び内容については、昨日御意見をいただきましたが、ほかに御意見がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、延期となっております県外調査について、10月に実施予定ですが、改めて皆様から御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時6分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。それでは、県外調査の日程、調査先につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それではそのようにいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況次第では、日程変更等の可能性もありますので、あらかじめ御了承ください。

次に、7月22日の午後から開催されます、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会における委員長報告についてであります。6月の委員会でも申し上げましたが、本期成同盟会は当委員会が主体となって活動しておりまして、活動報告を商工建設常任委員長が行うことと

なっております。

お手元に、22日の総会資料と委員長報告案、決議案を配付しておりますが、委員長報告は総会資料2ページから6ページの令和元年度事業報告をまとめたものであります。また、総会において、決議案を商工建設常任副委員長が読み上げ、決議することとなっております。委員の皆様、委員長報告案と決議案を御一読願います。

暫時休憩いたします。

午後1時7分休憩

午後1時7分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

22日の期成同盟会総会における委員長報告案及び決議案については、この内容で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様お疲れさまでした。

午後1時7分閉会